

# 第3回都区財政調整協議会 日程

令和5年1月6日（金）  
午後4時00分  
東京区政会館 192会議室

## 1 都区財政調整協議会幹事会の検討状況について

報告者 望 月 東京都総務局行政部都区財政調整担当課長  
大久保 特別区財政課長会幹事長

## 2 協 議

## 3 その他

## 都 区 財 政 調 整 協 議 会 委 員

| 東 京 都 側            | 特 別 区 側                         |
|--------------------|---------------------------------|
| 総務局総務部長<br>猪 口 太 一 | 特別区副区長会会長<br>荒川区副区長<br>佐 藤 安 夫  |
| 総務局行政部長<br>武 田 康 弘 | 特別区副区長会副会長<br>板橋区副区長<br>橋 本 正 彦 |
| 財務局主計部長<br>田 中 慎 一 | 特別区副区長会副会長<br>墨田区副区長<br>高 野 祐 次 |
|                    | 港区副区長<br>青 木 康 平                |
|                    | 北区副区長<br>内 田 隆                  |
|                    | 目黒区副区長<br>荒 牧 広 志               |
|                    | 豊島区副区長<br>齊 藤 雅 人               |
|                    | 足立副区長<br>長 谷 川 勝 美              |
|                    | 特別区長会事務局長<br>入 澤 幸              |

都区財政調整協議会幹事会の検討状況

I 令和5年度当初フレームについて

(1) 都区間の財源配分に関する事項（未整理）

- 児童相談所関連経費

(2) 特別区相互間の財政調整に関する事項（協議課題の整理の方向）

|  |              |
|--|--------------|
| <b>1. 新規算定</b>   | <b>8 項目</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○議会運営費（タブレット端末運用経費）</li> <li>○企画調査費（区民意識意向調査経費）</li> <li>○全国手話言語市区長会負担金</li> <li>○重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費</li> <li>○養育費確保支援事業費</li> <li>○公衆喫煙所維持管理費</li> <li>○【小学校費】医療的ケア児支援経費</li> <li>○【小・中学校費】学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費）</li> </ul>   |              |
| <b>2. 算定改善等</b>  | <b>28 項目</b> |
| <p><b>&lt;算定充実&gt; 16 項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法務管理費</li> <li>○防災行政無線システム維持管理費</li> <li>○安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）</li> <li>○地域コミュニティ活動支援費</li> <li>○公金取扱手数料（受託業務経費）</li> <li>○放課後児童クラブ事業費</li> <li>○認証保育所運営費等事業費</li> <li>○私立保育所施設型給付費等</li> <li>○【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等</li> <li>○予防接種費（子宮頸がん）</li> <li>○予防接種費（インフルエンザ）</li> <li>○区営住宅維持管理費</li> <li>○都市整備総務費（緑化助成経費）</li> <li>○【小・中学校費】学校運営費（用務委託）</li> <li>○教職員健康管理費（産業医報酬）</li> <li>○私立幼稚園施設型給付費</li> </ul> <p><b>&lt;事業費の見直し&gt; 5 項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出張所管理運営費</li> <li>○待機児童保育事業費</li> </ul> |              |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育力強化事業費</li> <li>○衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）</li> <li>○【小・中学校費】学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）</li> </ul> <p><b>&lt;算定方法の改善等&gt; 7項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報セキュリティクラウド運用経費</li> <li>○【態容補正】児童相談所関連経費</li> <li>○予防接種費（ロタウイルス）</li> <li>○街路灯維持補修費</li> <li>○【小・中学校費】学校運営費（児童・生徒安全対策経費）</li> <li>○【投資】投資的経費の見直し（建築工事）</li> <li>○【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し</li> </ul> |
|  | <p><b>3. その他 2項目</b></p> <p><b>&lt;財源を踏まえた対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定</li> <li>○公共施設改築工事費の臨時的算定</li> </ul>  |

**II 令和4年度再調整について**

|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>再調整について 8項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報セキュリティクラウド運用経費</li> <li>○物価高騰対策</li> <li>○児童相談所関連経費</li> <li>○予防接種費（子宮頸がん）</li> <li>○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））</li> <li>○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定</li> <li>○義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外</li> <li>○首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費</li> </ul> |
|--|---|

## I 令和5年度当初フレームについて（内容）

### (1) 都区間の財源配分に関する事項（未整理）

#### ○児童相談所関連経費

都区間の財源配分の見直しについては、都と区の考え方に大きな隔たりがあり、現時点では、合意を得られる状況とはなっていない。

※協議状況については、別添資料「令和4年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第3回都区財政調整協議会：R5.1.6）」のP5～P18を参照。

### (2) 特別区相互間の財政調整に関する事項（協議課題の整理の方向）

#### 1. 新規算定（8項目）

##### ○議会運営費（タブレット端末運用経費）

区議会議員用タブレット端末運用に係る経費について、新規算定する。

##### ○企画調査費（区民意識意向調査経費）

区民意識意向調査に係る経費について、新規算定する。

##### ○全国手話言語市区長会負担金

全国手話言語市区長会の負担金について、新規算定する。

##### ○重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業費

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業に係る経費について、新規算定する。

##### ○養育費確保支援事業費

養育費確保支援事業に係る経費について、新規算定する。

##### ○公衆喫煙所維持管理費

公衆喫煙所の維持管理に係る経費について、新規算定する。

##### ○【小学校費】医療的ケア児支援経費

医療的ケア児支援に係る経費について、新規算定する。

##### ○【小・中学校費】学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費）

学校法律相談事業に係る経費について、新規算定する。

#### 2. 算定改善等

##### ① 算定充実（16項目）

##### ○法務管理費

例規データシステム保守委託等の法務管理費について、算定を充実する。

##### ○防災行政無線システム維持管理費

防災行政無線システム維持管理費について、算定を充実する。

##### ○安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）

防犯パトロールに係る経費について、算定を充実する。

##### ○地域コミュニティ活動支援費

区が実施する町会・NPOなどの地域団体への支援等に係る経費について、算定を充実する。

##### ○公金取扱手数料（受託業務経費）

公金取扱手数料について、令和5年度から令和7年度まで段階的に受託事務手数料単価が改定されるため、算定を充実する。

- 放課後児童クラブ事業費  
放課後児童クラブ事業費における会計年度任用職員の経費について、算定を充実する。
- 認証保育所運営費等事業費  
認証保育所運営費等事業における保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、算定を充実する。
- 私立保育所施設型給付費等  
子ども・子育て支援新制度における公定価格の見直し（処遇改善等加算Ⅲの追加）に伴い、施設型給付費について、算定を充実する。
- 【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等  
子ども・子育て支援新制度における公定価格の見直し（処遇改善等加算Ⅲの追加）に伴い、施設型給付費について、算定を充実する。
- 予防接種費（子宮頸がん）  
予防接種（子宮頸がん）に係る経費について、積極的な勧奨再開を踏まえ、算定を充実する。
- 予防接種費（インフルエンザ）  
高齢者を対象とした予防接種（インフルエンザ）に係る経費について、接種率等を見直し、算定を充実する。
- 区営住宅維持管理費  
区営住宅の維持管理費について、算定を充実する。
- 都市整備総務費（緑化助成経費）  
生垣助成等の緑化助成に係る経費について、算定を充実する。
- 【小・中学校費】学校運営費（用務委託）  
学校用務の委託に係る経費について、算定を充実する。
- 教職員健康管理費（産業医報酬）  
教職員の健康相談などを行う産業医報酬について、算定を充実する。
- 私立幼稚園施設型給付費  
子ども・子育て支援新制度における公定価格の見直し（処遇改善等加算Ⅲの追加）に伴い、施設型給付費について、算定を充実する。

## ② 事業費の見直し（5項目）

- 出張所管理運営費  
出張所の管理運営に係る経費について、算定を縮減する。
- 待機児童保育事業費  
待機児童保育事業費（家庭福祉員事業補助）について、算定を廃止する。
- 保育力強化事業費  
保育力強化事業費について、算定を廃止する。
- 衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）  
保健福祉サービス推進会議に係る経費について、算定を廃止する。
- 【小・中学校費】学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）  
学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査に係る経費について、算定を縮減する。

### ③ 算定方法の改善等（7項目）

- 情報セキュリティクラウド運用経費  
自治体情報セキュリティクラウドの運用方法の変更に伴い、算定を改善する。
- 【態容補正】児童相談所関連経費  
児童相談所関連経費について、算定を改善する。また、措置費及び旧都単独補助事業に係る態容補正を新規算定する。
- 予防接種費（ロタウイルス）  
予防接種（ロタウイルス）に係る経費について、接種率等を見直し、算定を改善する。
- 街路灯維持補修費  
街路灯の光熱水費及び改築経費について、LED切替えを踏まえ、算定を改善する。
- 【小・中学校費】学校運営費（児童・生徒安全対策経費）  
児童・生徒の安全対策に係る経費について、算定を改善する。
- 【投資】投資的経費の見直し（建築工事）  
投資的経費の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定する。
- 【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し  
投資的経費の建築工事単価に係る物騰率について、変動率の算出方法を見直し、臨時的に算定を改善する。

### 3. その他（2項目）

- 都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定  
令和3年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和7年度の算定額を、令和4年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和6年度から令和8年度までの算定見込額を前倒しで算定を行い、後年度負担の軽減を図る。
- 公共施設改築工事費の臨時的算定  
令和5年度に限り、公共施設改築工事費を臨時的に追加算定する。

## II 令和4年度再調整について（内容）

- 情報セキュリティクラウド運用経費  
自治体情報セキュリティクラウドの運用方法の変更に伴い、令和5年1月分から3月分までの経費を算定する。
- 物価高騰対策  
ウクライナ情勢や円安に伴う燃料費・物価高騰の影響を踏まえ、区有施設の光熱水費等の物価高騰対策経費を算定する。
- 児童相談所関連経費  
豊島区児童相談所が令和5年2月開設予定であることから、2か月分の経費を算定する。

- 予防接種費（子宮頸がん）  
予防接種（子宮頸がん）の積極的勧奨の差控え期間中に定期接種の対象となっていた区民の接種分（キャッチアップ接種）について、令和6年度までの経費を前倒しで算定する。
- 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））  
新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）の令和4年度貸付分について、当年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費を算定するとともに、令和5年度以降全ての利子補給分を前倒しで算定する。
- 都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定  
令和2年度及び令和3年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和6年度の算定額について前倒しで算定を行い、後年度負担の軽減を図る。
- 義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外  
義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、令和4年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定し、後年度負担の軽減を図る。
- 首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費  
災害時の避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費として、小学校等の改築に要する経費を前倒しで算定する。



**取扱注意**

### 令和4年度 都区財政調整（当初算定対比）

（単位：億円）

| 区 分    |              | 令和4年度<br>再調整 A | 令和4年度<br>当初算定 B | 増△減<br>A-B |     |
|--------|--------------|----------------|-----------------|------------|-----|
| 交付金の総額 | 調整税等         | 固定資産税          | 13,701          | 13,543     | 158 |
|        |              | 市町村民税法人分       | 6,132           | 5,507      | 625 |
|        |              | 特別土地保有税        | 0               | 0          | 0   |
|        |              | 法人事業税交付対象額     | 890             | 746        | 144 |
|        |              | 固定資産税減収補填特別交付金 | 0               | 0          | 0   |
|        |              | 計              | 20,723          | 19,797     | 926 |
|        | 条例で定める割合     |                | 55.1%           | 55.1%      | —   |
|        | 当年度分         |                | 11,418          | 10,908     | 510 |
|        | 精算分          |                | 185             | 185        | 0   |
|        | 計 A          |                | 11,604          | 11,093     | 510 |
| 内訳     | 普通交付金分 A×95% | 11,024         | 10,539          | 485        |     |
|        | 特別交付金分 A×5%  | 580            | 555             | 26         |     |

※端数処理で縦横計が合わない場合がある。

### 令和5年度 都区財政調整（フレーム対比）

（単位：億円）

| 区 分           |              | 令和5年度<br>フレーム A | 令和4年度<br>フレーム B | 増△減<br>A-B |       |
|---------------|--------------|-----------------|-----------------|------------|-------|
| 交付金の総額        | 調整税等         | 固定資産税           | 14,261          | 13,543     | 718   |
|               |              | 市町村民税法人分        | 5,985           | 5,507      | 478   |
|               |              | 特別土地保有税         | 0               | 0          | 0     |
|               |              | 法人事業税交付対象額      | 853             | 746        | 107   |
|               |              | 固定資産税減収補填特別交付金  | 0               | 0          | 0     |
|               |              | 計               | 21,100          | 19,797     | 1,304 |
|               | 条例で定める割合     |                 | 55.1%           | 55.1%      | —     |
|               | 当年度分         |                 | 11,626          | 10,908     | 718   |
|               | 精算分          |                 | 317             | 185        | 132   |
|               | 計 A          |                 | 11,943          | 11,093     | 850   |
| 内訳            | 普通交付金分 A×95% | 11,346          | 10,539          | 808        |       |
|               | 特別交付金分 A×5%  | 597             | 555             | 43         |       |
| 基準財政収入額 B     |              | 13,235          | 12,335          | 900        |       |
| 特別区民税         |              | 9,452           | 8,946           | 505        |       |
| 特別区たばこ税       |              | 655             | 629             | 25         |       |
| 配当割交付金        |              | 172             | 157             | 15         |       |
| 地方消費税交付金      |              | 2,370           | 2,010           | 361        |       |
| 地方消費税交付金特例加算額 |              | 218             | 184             | 34         |       |
| その他の収入        |              | 369             | 409             | △ 40       |       |
| 基準財政需要額 C     |              | 21,024          | 22,874          | —          |       |
| 差引            |              | 7,789           | 10,539          | —          |       |

※計数整理等の結果により数値が変動することがある。

※端数処理で縦横計が合わない場合がある。

特別区の児童相談所設置を踏まえた配分割合のあり方について  
(特別区の考え方)

1 基本的な考え方

都区財政調整の配分割合は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村税源を分け合うためのものであり、役割分担の変更に応じて変更されるべきものである。

特別区の児童相談所設置により都区間の役割分担が大幅に変更されることに伴い、平成12年都区制度改革時の都区合意事項に従い、配分割合を変更し、設置区の所要額に見合う特別区の財源を確保すべきである。

2 協議の経緯

令和2年度に3区において児童相談所の設置が始まることを踏まえて行われた都区の協議の結果、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、その際の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとされた。

その時点で特別区が特例的な対応を受け入れたのは、都区の見解の相違が埋められなかったことと併せて、0.1%とはいえ、配分割合の変更を行う形で整理できることに大きな意義があり、そのうえで、その時点ではつかめなかった設置区の実績が令和4年度に明らかになることから、実績を踏まえた配分割合の協議を改めて行うことができるためである。

3 配分割合のあり方について

(1) 都区財政調整制度の基本的仕組み

都区財政調整の配分割合は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村税源を分け合うためのものであり、特別区の所要額の積み上げによって定めるものではなく、都区間の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更されるべきものである。

そのうえで、都区の役割分担に応じて定められた配分割合で得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の均衡化が図られるよう、特別区財政調整交付金を交付し、各特別区の財源保障を行うのが、都区財政調整の基本的仕組みである。

これは、平成12年都区制度改革において、自治法上に都区の役割分担の原則と都区財政調整制度が法定された際に定められた法の原則である。

なお、特別区財政調整交付金の配分方法は、95%が普通交付金として、基準財政需要額と基準財政収入額を測定し、財源不足額に応じて交付される。

(2) 配分割合の決定方法について

都側は、地方自治法の逐条に「都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある

る」、また、「地方自治法施行令第 210 条の 14 の規定にもかんがみると中期的には安定的な割合を定めなければならない」とされていることから、この考えにより、都区間の財源を配分すべきであるというのが基本的考え方としている。

区側としても、そのような記述があることは承知しているし、それが重要なことであることは理解している。

しかし、都が引用している内容は、〔運用〕のところで説明されているものであり、配分割合の定め方ではなく、配分割合を定めるに当たって配慮すべき留意事項である。

配分割合の定め方に関する逐条の説明は、〔運用〕の説明の前段の〔解釈〕のところに記述されている、「都が一般的には市が処理する事務の一部を処理していること」、「その場合、事務に要する経費に充当するため、市町村税源をもとに都と特別区との間の財源配分を行うべきこと」という内容である。

つまり、配分割合の定め方は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村財源を分けるものであるということである。

このことは、平成 12 年都区制度改革を決定した平成 10 年地方自治法改正時の自治省作成資料「改正地方制度資料第二十五部」の「今回の改革後も都区財政調整制度を存置する理由」の説明の中でより明確に記されている。

すなわち、「大都市としての一体性・均質性の確保の観点から都に留保される事務については本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものであるため、そのための都と区間の財源配分を適切に行う必要がある」とし、これを「都と特別区の財源配分機能」であるとしている。

なお、自治省作成資料では、この記述に続き、「特別区の存する区域にあつては、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で大都市の一体性及び統一性を確保するためその行政水準の均衡を図る必要がある」として、これを「特別区の財源保障機能」であり、「財源調整機能」であるとしているが、こうした都区間配分と区間配分の両者が都区財政調整制度の存在意義であり、都区間配分と区間配分の問題は、明確に区別する必要がある。

### (3) 配分割合変更の考え方

都区財政調整の配分割合は、特別区の所要額の積み上げによって定めるものではなく、都区間の役割分担に応じて財源配分を定めるべきものであり、都区間の役割分担に変動があった場合には、基本的に配分割合の変更が必要となる。

このことは、平成 12 年都区制度改革時に整理された法の趣旨であり、総務省にも改めて確認しているところである。

現行の配分割合の妥当性については、平成 12 年改革時に解決しないまま、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」の問題として、引き続きの協議課題となっているが、役割分担の変更等が生じた場合には、その都度配分割合の変更を行う必要がある。

この点については、平成 12 年都区制度改革時に、改革の趣旨を踏まえて、都区

は、配分割合の変更について、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」と都区制度改革実施大綱で合意し、合意した変更事由以外の、税の自然増減等による変動については、都区双方がそれぞれの財政運営に責任を持つこととした。

このため、特別区は、税収が大きく減少したときも、変更事由に該当しない限り需要の調整に応じ、配分割合の変更を求めることはしてこなかった。

平成 12 年都区制度改革以降、配分割合が変更されたのは、平成 12 年度に清掃事業移管等で 8%増、平成 19 年度に三位一体改革の影響で 2%増と都の補助事業の特別区の自主事業への役割分担変更で 1%増、令和 2 年度に児童相談所関連で 0.1%増の 3 回のみである。

なお、平成 10 年地方自治法改正時の国会審議において、自治省財政局長は、「今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていく」と答弁しており、実施大綱における都区の合意事項の趣旨を裏付けている。

都側は、配分割合を変更する際の原則として、都区制度改革実施大綱の合意事項と合わせて、地方自治法施行令第 210 条の 14 で規定されている「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があることを挙げ、それが配分割合変更の要件であると主張している。

区側としても、そのような状況となれば、規定に従い必然的に配分割合を変更するものと認識しているが、逆に、そのような状況にならなければ配分割合の変更はできないということではない。

配分割合は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村税源を分け合うためのものであり、役割分担の変更に応じて変更するのが先決である。

現に、平成 19 年度の配分割合の変更は、都区制度改革実施大綱の合意事項によるものであり、地方自治法施行令第 210 条の 14 を適用するような、「著しい過不足」が見込まれる状況ではなかった。

#### (4) 配分割合の考え方に関する認識の一致点

これまでの協議を整理すると、配分割合の決定方法及び配分割合の変更の 2 点について、以下の内容で都区の認識が一致できるものと考えられる。

まず、配分割合の決定方法については、地方自治法の逐条解説を踏まえ、①都が一般的には市が処理する事務の一部を処理しているという都区の役割分担を踏まえて、市町村税源をもとに都と特別区との間の財源配分を行うものであること、また、②配分割合を定める際には、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要があること、中期的には安定的な割合を定めるべきことに留意する必要があることである。

また、配分割合の変更については、①平成 12 年都区制度改革時の都区合意事項である、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があ

った場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」ものであること、また、②地方自治法施行令第210条の14に規定する「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合」には、配分割合を変更するものであることである。

従って、これを都区双方の認識の一致点と確認できれば、協議課題である「配分割合のあり方」については、都区の認識が一致したものとして整理できることとなる。

このため、現在の状況が地方自治法施行令第210条の14で規定されている「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」には当たらないことを踏まえると、協議の争点は、特別区の児童相談所の設置が、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に該当するかどうか絞られることとなる。

#### 4 特別区の児童相談所設置に伴う役割分担の変更について

児童相談所は、児童相談行政の中核を担う機関であり、都から特別区に権限が移譲されることは、それ自体大幅な役割分担の変更となるものである。

特別区による児童相談所の設置は、児童相談所設置自治体の拡大をめざす児童福祉法改正の趣旨に即したものであり、今後も準備の整った区から順次設置していくことが予定されている。

児童相談所設置区は令和5年度末で全体の三分の一を超える8区となり、令和8年度末には、5割を超える12区となることが予定されている。

既設区の実績を踏まえた試算では、所要額は、令和5年度中に設置する8区の合計が、140億円規模、将来に向けて設置の検討を表明している区を含めた22区合計で360億円規模に及ぶと見込まれる。

特別区の児童相談所設置自体が大幅な役割分担の変更であることに加え、設置区数が順次増加していくこと、また所要額が無視できない規模であることも踏まえれば、平成12年都区制度改革時に都区で合意した配分割合の変更事由に該当するものであり、配分割合を変更し、所要の財源を確保することが必要である。

特別区の児童相談所設置に伴う配分割合の変更を行わないとすれば、都から法令に基づき児童相談所設置区に権限が移るにもかかわらず、財源は渡されず、設置区の所要額が都区財政調整の需要額として算定されたとしても、その財源は、設置区以外の区も含めて、特別区が既存の配分割合の中で負担するというようになってしまう。

地方交付税制度においても、中核市が児童相談所設置市となった場合には、府県と当該設置市の権能の変更に着目し、府県の需要額を減額し、当該設置市の需要額を増加させることにより、関連経費の財源を移転する措置が採られている。特別区だけが、財源の移譲を受けられないことは、不合理であり、容認できない。

特別区の児童相談所設置による役割分担の変更に伴い、関連事務の実績に見合う財源が確保されるよう、配分割合を変更すべきである。

(特別区の児童相談所設置が大幅な役割分担の変更に該当しないとする都の見解について)

都は、協議の中で、4つの根拠を示して、特別区の児童相談所の設置により大幅な役割分担の変更が生じることを否定しているが、いずれも論拠に欠けるものである。

すなわち、一つ目は、特別区の児童相談所は一斉移管ではなく令和4年度末時点で設置区が7区であるということであるが、設置区が7区であったとしても、当該区において役割分担の大幅な変更が生じている以上、実施大綱に定める変更事由である都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることに変わりはない。

二つ目は、児童相談所は都に設置義務があつて、特別区は設置ができるだけだということであるが、特別区は、政令指定されることで、都から権限が移り、都と同様に児童相談所の設置が義務づけられるものである。

三つ目は、都が児童相談所未設置区で、サテライトオフィスの設置等を進めているということであるが、それは、都の管轄の区域の施策であり、当該経費について特別区が財源移譲を求めているものではない。

四つ目は、特別区が児童自立支援施設を設置していないことをもって、本来設置区が担う業務を都が担っているということであるが、対象児童を措置する法的責任を果たすために委託という手段を用いたのであつて、この手段による実施も含めて、政令指定申請を行い、都の副申と国の政令指定があつたのであり、その他の権限と合わせて、法的責任は全て果たしているものである。

都側が示している4点を通じて、都側が主張している一番の論点は、「特別区のエリアにおいて児童相談所に関する都区の役割分担が大幅に変更されているのか」にあると考えられる。

都側の主張の要点は、特別区のエリアにおいて、7区に児童相談所が設置されているとしても、都が担っている地域が多くあり、エリア全体では大きな変更となっていないということだと思ふが、配分割合を変更するのは、設置区の所要額についてであり、たとえ設置区が限られていたとしても、設置区における役割分担の大幅な変更がある以上、都区の役割分担が大幅に変更されていることは否定できないものである。

しかも、今後、順次設置区が増加することが予定されており、もはや、都が主張する特別区のエリア全体という観点でも、大幅な役割分担の変更にあたると言えるものである。

従つて、特別区の関連事務の実績に見合う財源を配分割合の変更によって確保すべく、早急に協議をまとめるべきである。

(配分割合を変更せずとも財源保障はなされており、財政運営に支障はないとの都の主張について)

都側は、児童相談所の需要は算定されていて、それ以外にも財源保障はなされており、配分割合を変更しなくとも、財政運営に支障をきたす状況にはないとの見方のようであり、区側の主張には財源保障の観点がないと指摘している。

しかし、現在算定されている需要は、現在の配分割合の下で全体の需要調整の中で整理されたものであり、児童相談所関連の所要財源があらかじめ確保されているものではない。都側の主張は、都区間配分と区間配分の問題を混同したものである。

現に、令和2年度に配分割合を引き上げた0.1%では到底賄えない額が需要額として算定されている。児童相談所関連経費の所要額が配分割合に加算されれば、設置区の需要増分が、設置区以外の区に影響を及ぼさずに済むことになる。

そもそも配分割合によって得られる区側の財源は、特別区の固有財源であり、都区の役割分担の変更に伴う配分割合の変更に関する協議に、現行の財源配分のもとでの算定内容をもとに財源の過不足の議論を持ち込むのは、独立・対等性に反し、特別区を都の内部団体視するものである。

都区間の財源配分の協議は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、限られた市町村税源を役割分担に応じて分け合うものであり、都区それぞれの財政が財源不足状態にあるかどうかを議論するものではない。

配分割合は、都区で合意した役割分担等の変更事由があった場合に変更を行い、それ以外は、税の自然増減等も含め、都区で合意した配分割合の下で、都区双方がそれぞれの財政運営に責任を持つとするのが都区間の合意事項であり、独立・対等関係にある自治体同士のあるべき姿である。

変更事由が生じたからこそ、特別区全体の財源保障を図るために、配分割合の変更を求めているものである。

都が引用して主張の根拠としている、地方自治法逐条の〔運用〕の説明も、配分割合を役割分担で定める法の原則を前提に、配分割合を定めるに当たっては、中期的に安定するように、都区の役割分担の状況を慎重に吟味すべきとしているだけで、都側が主張するような、配分割合を変更する際には特別区の財政状況を見極めるべきとか、役割分担の変更があっても財政運営に支障がなければ配分割合を変更する必要はないということは、一言も記述していない。

平成12年都区制度改革によって、都が市町村事務の一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村財源を分け合うのが都区間配分であることが法の原則として確認されたにもかかわらず、都が認める範囲で特別区の財源を保障すれば足りるとする都区制度改革以前の都の発想に立っていることが見受けられることは、長年の取組みにより実現した都区制度改革の成果を無にするものであり、決して看過できるものではない。

特別区の児童相談所設置を踏まえた配分割合のあり方について  
(これまでの協議で示された都の考え方)

地方自治法第 282 条第 1 項及び第 2 項の規定において、都区間の財源配分については、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある、また、地方自治法施行令第 210 条の 14 の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない、とされていることから、この考えにより、都区間の財源を配分すべきである。

配分割合を変更する際の原則は、平成 12 年に都区で合意した都区制度改革実施大綱に基づく「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、地方自治法施行令第 210 条の 14 で規定されている「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」であり、都区で協議して決めるものである。

従って、役割分担と財源保障のそれぞれの観点から議論が必要である。

あわせて、財調交付金は、当年度の特別区の行政運営に関して、財源を保障する仕組みであり、配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするのが基本的な考え方である。

今年度は、区立児童相談所の運営経費である約 88 億円を含めた特別区の当年度の需要額に加えて、将来の需要である公共施設改築工事費等を臨時算定している状況にあるため、当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割り落とすといったこととなるものではない。

特別区の児童相談所設置は、次の理由で、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更には該当するものではない。

- ・児童福祉法に基づく児童相談所の設置は都道府県に義務付けられており、特別区は政令で指定された場合のみ設置可能となっていること。
- ・特別区のエリアにおける児童相談所の設置が、令和 4 年度末時点で 7 区が区立児童相談所を設置しており、他の 16 区は、都の児童相談所がその役割を担っていること。
- ・都は特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを現在 4 区 3 か所に設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定であること。
- ・児童相談所設置市として、本来特別区が担う業務についてもその一部を都が担っている現状があり、児童福祉法で、児童相談所設置市に設置が義務付けられている児童自立支援施設を区が設置していないこと。



## 1 地方自治法（抜粋）

（都と特別区との役割分担の原則）

第 281 条の 2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

（特別区財政調整交付金）

第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、（中略：調整三税等）の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

## 2 逐条地方自治法の解説（第 282 条解説抜粋）

都区財政調整制度の趣旨が法文上明確にされたのは、昭和 49 年の改正においてである。当時、都区財政調整制度が特別区の各年度の具体的な財政運営細部まで規制するような形で運営されることにより、特別区の財政自主権が侵されるのではないか、との懸念が指摘されていた。こうした事態が生じることのないよう規定を整備したものである。

特別区は、直接地方交付税法の対象とはされず、特別区の行政が全体として適正な水準を保ち得るよう、このような都区財政調整制度が設けられている。これは、

①都と特別区の間には、一般の都道府県と市町村の間とは異なる事務配分の特例があり、都が一般的には市が処理する事務の一部を処理していること。

②その場合、事務に要する経費に充当するため、市町村税源をもとに都と特別区との間の財源配分を行うべきこと。

③税目によって、市町村税源を都と各特別区との間で分けきることとすると、特別区間で極端な税源偏在を生じること。

④特別区間で税源偏在が著しい税目を都と特別区との間の財源配分に用いるとともに、その税源により財政力の異なる特別区間の財政調整を行うことが適当であること。

を踏まえた措置である。

### 3 改正地方制度資料第二十五部（地方自治法改正時の自治省作成資料）

問 8 8 今回の改革後も都区財政調整制度を存置する理由如何。

答 1 今回の都区制度改革により、原則的には、特別区が基礎的地方公共団体と位置付けられる以上、都の内部団体的性格を表す規定は廃止し、一般の道府県及び市町村と同様の規定を適用することとなるが、なお、大都市としての一体性・統一性を確保する必要があることから、消防、上下水道等の事務が法令で都に留保される等の事務配分の特例や課税権の特例（調整 3 税、都市計画税、事業所税等が都税）が存続することとなる。

2 この場合、大都市としての一体性・均質性の確保の観点から都に留保される事務については本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものであるため、そのための都と区間の財源配分を適切に行う必要がある。（都と特別区の財源配分機能）

3 また、特別区の存する区域にあつては、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で大都市の一体性及び統一性を確保するためその行政水準の均衡を図る必要がある（特別区の財源保障機能。財源調整機能）

4 これらの要請を満たすためには、今回の改革後においても、都の内部団体としての性格を払拭する観点から見直しを行った上で、都区財政調整制度により都区間の事務処理の特例等に応じた財源保障を講じることが適当と考えられる。

### 4 国会答弁（H10. 4. 7 衆議院地方行政委員会での自治省財政局長答弁から抜粋）

「都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがって、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。」[二橋財政局長（衆 H10. 4. 7 中島武敏）]

「いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけですが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになるかと思えます。」[二橋財政局長（衆 H10. 4. 7 太田昭宏）]

「調整三税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされるわけございまして、そういう意味で、御指摘のとおり、都に留保される、一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整三税の、要するに都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つということでございます。」[二橋財政局長（衆 H10. 4. 7 中島武敏）]

## 5 都区協議会における確認事項 (H12. 2. 10)

- ①今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成 17 年度までに協議する。
- ②今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成 17 年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

## 6 主要 5 課題の整理 (H18. 2. 16)

- 1 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。  
都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。
- 2 平成 18 年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に 200 億円の特別交付金を平成 18 年度に限り設ける。  
特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。
- 3 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の 2%アップ（19 年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成 19 年度財調協議において合意できるよう努力する。

## 7 平成 19 年度都区財政調整方針（抜粋）

### 第一 基本的考え方

- 1 三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を 2%アップすることとする。
- 2 都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を 1%アップすることにより、特別区の自治の拡充に資する。

令和4年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第3回都区財政調整協議会：R5.1.6）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

| No. | 項目           | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                         |
|-----|--------------|---|---|------------------------------|
| 1   | 出張所管理運営費の見直し | 出張所管理運営費について、特別区の実態を踏まえ、標準区における施設数・面積を設定するとともに、算定の見直しを行う。   | 令和4年度財調協議内容を踏まえた上での経費設定となっており、特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。  | 出張所管理運営費について、算定内容（経費全体）を見直す。 |
| 2   | 各種援護事業費の見直し  | 各種援護事業費について、肢体不自由児慰安会の実施方法が、直営から福祉団体に対する助成へと変更していることから、身体障害者協会、保護司会等福祉団体に対する助成事業に係る経費と統合した上で、算定を見直す。事業の未実施区も含めて標準区経費を設定することは、正しく区の実態を踏まえたものであり、妥当であると考えている。   | 都案は、未実施区も含めた回帰分析により標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除き、算定すべきであることから、都案は妥当ではない。   | 協議が整わなかった項目として整理する。          |
| 3   | 待機児童保育事業費の廃止 | 待機児童保育事業（家庭福祉員事業補助）に係る経費について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。なお、減少傾向にある本事業に対し、態容補正を新設することは、算定の簡素合理化の観点から妥当ではないと考える。「特別交付金の算定に関する運用について」において、B-エは「特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」と記載があり、各区は、普遍性がないと判断している事業については、B-エで申請されているものと理解している。また、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものとする。 | 本事業は過去の経緯を踏まえると、減少傾向にあるものの普通交付金で捕捉すべき項目であり、態容補正による算定が妥当であるとする。態容補正による算定をすべきという考えは変わらないものの、少なくとも特別交付金において、引き続き算定すべきであるとする。本事業は普通交付金算定廃止後も特別交付金の算定事由B-エに合致するものと理解し、都案のとおり整理したいと考える。 | 待機児童保育事業費について、算定を廃止する。       |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目                        | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果                                  |
|-----|---------------------------|---|--|---------------------------------------|
| 4   | 保育力強化事業費の廃止               | <p>保育力強化事業費に係る経費について、実施区が8区のみであることから、算定を廃止する。</p> <p>なお、減少傾向にある本事業に対し、態容補正を新設することは、算定の簡素合理化の観点から妥当ではないと考える。</p> <p>「特別交付金の算定に関する運用について」において、B-エは「特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」と記載があり、各区は、普遍性がないと判断している事業については、B-エで申請されているものと理解している。</p> <p>また、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものとする。</p> | <p>本事業は都区双方において重要な事業であると認識している。</p> <p>そのため、実施区は減少傾向にあるものの、普通交付金で捕捉すべき項目であり、態容補正による算定が妥当であるとする。</p> <p>一方で、このまま議論が膠着したまま、本提案が不調となることは、区間配分の観点からも望ましくない。</p> <p>態容補正による対応をとるべきという考えは変わりないものの、少なくとも特別交付金において、引き続き算定すべきであるとする。</p> <p>本事業は普通交付金算定廃止後も特別交付金の算定事由B-エに合致するものと理解し、都案のとおり整理したいとする。</p> | <p>保育力強化事業費について、算定を廃止する。</p>          |
| 5   | 衛生総務費 保健福祉サービス推進会議委員謝礼の廃止 | <p>保健福祉サービス推進会議に係る経費について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。</p>   | <p>都案に基づき、区側において確認を行ったところ、実施区が1区のみであり、特別区の実態を踏まえた提案であることから、都案に沿って整理する。</p>   | <p>保健福祉サービス推進会議に係る経費について、算定を廃止する。</p> |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目                                    | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果  |
|-----|---------------------------------------|--|---|---|
| 6   | 【小学校費・中学校費】学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）の見直し | <p>本経費は、平成29年度に厚生労働省による「大量調理施設衛生管理マニュアル」が改正され、調理従事者に対するノロウイルス検査が努力義務化されたことを契機とし、平成31年度財調協議において区側より提案がされたものであるが、区側の特別区の実態をもとに検査回数を年2回と設定した当初提案に対し、都側から、児童・生徒の安全面を考慮し、先に述べたマニュアルに沿った検査回数である年6回での設定を促し、修正合意をしたものである。</p> <p>ノロウイルス検査の努力義務化から一定年数が経過したことから、特別区の実態について調査をしたところ、検査回数が現行算定の年6回に満たない区が複数区存在することが分かったことから、事業を実施していないという区の実態も反映した回数設定及び実態を踏まえた単価に見直す提案を行ったが、区側から回数設定について「未実施区も含めて算出しており、いずれの区が事業を実施した場合であっても、標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていない」として妥当ではないと主張があった。この点について、基準財政需要額は「合理的かつ妥当な水準」において、必要な額を定めるものであり、実態を基にした経費設定における「合理的かつ妥当な水準」としては、事業の未実施区も含めるべきものと考えていることから、区側の指摘は妥当ではないが、現行算定は充足率が小学校費は1,800%超、中学校費は1,500%超と、著しく過大な算定となっており、何らかの見直しは必須であることから、平成31年度財調協議における区側提案で行っていた実施回数の設定方法を用いた都側修正案によって算定を見直す。</p> <p>なお、今回の修正提案は、現行算定の改善を優先して行うための、あくまで例外的な対応であり、特別区の実態を踏まえた標準区経費の設定方法についての考え方は、都区の見解が一致していない。また、区側が「標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていない」と主張した、当初の都側提案の水準を下回っているものである。</p> | <p>今回の都側提案は、国のマニュアルに基づく設定ではなく、特別区の実態を踏まえた検査回数、単価により算定すべきとの内容であり、区としては、特別区の実態を踏まえて見直すことに異論はない。</p> <p>標準区経費について、必要な額の設定にあたっては、経費が突出している区の数値などを除外する。つまり、必要な額を大きく超えている数値や、事業実施の実態のない区の数値等を協議の中等で調整の上、除外して設定している。これにより、標準的な行政を行うにあたって、各特別区に必要な額が算定される。このように、突出した数値や、一部で事業実施のない状態等、すべて「特別区の実態」だが、それらを基に、標準的な行政の実施に必要な額となるよう、数値を精査することが標準区経費の設定方法であるとする。</p> <p>その上で、本事業の現行算定は充足率が著しく過大な算定となっていることから、何らかの見直しは必須であるとして、都側から、平成31年度財調協議における区側提案で行っていた実施回数の設定方法での修正案が提案され、区としては、この修正内容であれば、妥当性があると考えられることから、都側修正案に沿って整理する。</p> | <p>【小学校費・中学校費】学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）について、算定内容（委託料）を見直す。</p> |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目                                | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果  |
|-----|-----------------------------------|--|---|---|
| 7   | 【小学校費・中学校費】学校運営費（児童・生徒安全対策経費）の見直し | <p>学校運営費で算定している児童・生徒の安全対策に係る経費のうち、非常通報装置保守委託については、現行算定が区の実態と乖離しているため、決算の回帰分析の結果に基づき算定を充実する。</p> <p>また、防犯カメラ保守委託（学校内）については、実施区が少数であることから算定を廃止する。</p> <p>次に、防犯器具購入費については、実施区が少数であることから算定を廃止するという都側提案は妥当であるが、都側の調査に対し、回答を行っていない区が一部存在することを確認した。都の調査は各区における予算執行の形態を問わず、事業の実施状況を調査したものであり、区側が指摘するような事例も含めて回答すべき性質のものであるが、協議が整わなかったものとして整理する。なお、本経費は平成18年度財調協議において新規算定がされた後、15年以上見直しが行われていない経費であり、実態を踏まえて検証すべき経費であると考えている。そのため、調査に対する各区の事務負担も考慮し、今後、学校運営費全体の見直しを行う際に本経費も含めて検証すべきである。</p> <p>最後に、防犯カメラ保守委託（通学路）については、区の実態を踏まえて1校当たりの経費を見直すことで、算定を縮減する都側提案は妥当であり、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。</p> | <p>非常通報装置保守委託について、直近実績を踏まえて、算定を充実する内容となっており、妥当であると考えられるため、都案に沿って整理する。</p> <p>防犯カメラ保守委託（学校内）について、直近実績を踏まえて、算定を廃止する内容となっており、妥当であると考えられるため、都案に沿って整理する。</p> <p>防犯器具購入費について、都の調査では、経費計上区は過半数を下回るものだが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒等の安全に十分留意する必要があるため、そのためにも防犯器具の常備や買い替え経費は維持されるべきである。また、区で都の調査結果を検証したところ、各学校に配当された予算として学校単位での購入を行っている区について、調査への回答を行っていない区が存在したことから、本調査結果のみを踏まえて廃止するべきではないと考える。今後、学校運営費の見直しの際に、本経費を含めて検証することについて、異論はない。</p> <p>防犯カメラ保守委託（通学路）について、未実施区も含めて算出しており、いずれの区が事業を実施した場合であっても、標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていないため、都案は妥当ではない。</p> | <p>非常通報装置保守委託について、算定内容(委託料)を充実する。</p> <p>また、防犯カメラ保守委託（学校内）について、算定を廃止する。</p> <p>なお、防犯器具購入費及び防犯カメラ保守委託（通学路）について、協議が整わなかった項目として整理する。</p> |

【区側提案事項】

1 都区間の財源配分に関する事項

|   | 項目        | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|---|-----------|---|---|------|
| 1 | 児童相談所関連経費 | <p>(1) 都区間の財源配分の考え方(財源配分の決定方法)<br/>【調整税等をどのように都区で配分すべきか】</p> <p>特別区財政調整交付金は、地方自治法第282条において、「都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。」と規定されている。地方自治法では、都区間の財源配分は都区間の役割分担に応じて配分することを直接規定した条文はない。(つづきあり)</p> | <p>(1) 都区間の財源配分の考え方(財源配分の決定方法)<br/>【調整税等をどのように都区で配分すべきか】</p> <p>都区財政調整制度が設けられている理由の一つとして、「都と特別区の間には、一般の都道府県と市町村の間とは異なる事務配分の特例があり、都が一般的には市が処理する事務の一部を処理していること」、「その場合、事務に要する経費に充当するため、市町村税源をもとに都と特別区との間の財源配分を行うべきこと」と逐条地方自治法に説明がある。</p> <p>これは、地方自治法第281条の2において、都が、都道府県事務のほかに、市町村が処理するものとされている事務のうち特別区の区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務を処理し、特別区が、都が一体的に処理するものを除き、一般的に、市町村が処理するものとされている事務を処理するとする役割分担の原則を定めていること、また、地方自治法第282条において、特別区財政調整交付金を交付する目的の中に、都と特別区の財源の均衡化を図ることを規定し、特別区財政調整交付金の総額を、調整税等の額に都の「条例で定める割合を乗じて得た額」としていることに符合している。</p> <p>つまり、地方自治法では、都区間の財源配分は、都区間の役割分担に応じて配分するということが、法に規定されているということである。</p> <p>この内容は総務省にも確認している。(つづきあり)</p> |      |



1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果        |
|--|----------------------------|---|--|-------------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> | <p>特別区財政調整交付金は、地方自治法施行令第210条の12により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合、配分割合の変更を行うものである。こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。<br/>(つづきあり)</p> | <p>各区の財源不足額合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には配分割合の変更を行うという仕組みのことを説明しているのみで、都区間の財源配分の考え方が示されていない。<br/>なお、地方自治法施行令第210条の12の規定は、「特別区財政調整交付金」の説明ではなく、「普通交付金」の説明であることを申し添えておく。<br/>都側から示された考え方から推察するに、都区間の財源配分を決めるにあたっては、都の状況を計る必要はなく、特別区のみ必要額の積み上げによって、都区間の財源配分、つまり配分割合を決めればよいという考え方であると捉えることができる。<br/>特別区のみ必要額の積み上げによって配分割合を決めるということであれば、明確に法の規定を逸脱したものであるとともに、平成12年都区制度改革によって、新たに確立された都区制度を全く理解していない見解である。平成12年都区制度改革は、特別区の自主性・自律性を強化することを目的に、都区の独立・対等の関係性、都区の役割分担の原則、都区の役割分担に応じた財源配分などが定められている。こういったことを全く考慮せずに、あたかも改革以前の手法を改革後に至っても、主張しているということであり、特別区を未だに内部団体視するものであるということ強く申し上げる。<br/>特別区財政調整交付金の役割に、都区間の財源の均衡を図る都区間配分と特別区間の財源の均衡を図る区間調整の二つがある。<br/>都が通常は市町村事務であるものの一部を担う役割があるゆえに、都区間の配分が必要になり、これと併せて、都区間配分後の財源を、特別区間の財源が均衡するように配分することによって、個々の特別区の財源を保障するのが、特別区財政調整交付金の役割である。<br/>(つづきあり)</p> | <p>協議結果</p> |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果 |
|--|----------------------------|---|--|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>（つづき）</p> | <p>都と特別区間の財源配分の基礎となる数値を条例で定めるに当たっては、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。<br/>（つづきあり）</p> | <p>地方自治法の逐条解説に「都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。」と記載されていることから、これを引用していると承知している。しかし、都が引用している内容は、逐条解説の〔運用〕のところで説明されているものであり、配分割合を定めるに当たって配慮すべき留意事項である。財源配分の決定方法ではない。</p> <p>都区の役割分担に応じて財源行うということは、地方自治法、逐条解説のほかにも、平成10年地方自治法改正時の自治省作成資料や国会答弁にも、法解釈として確認ができる。また、都も、過去の都区の協議では、役割分担に応じた財源配分をという考え方を前提に協議をしていたはずである。</p> <p>今回、全ての論点について、都側より、都区で認識が一致していない旨、発言があった。これにより、区側が法の原則であると主張してきた、配分割合の決定方法である「都区の役割分担に応じた財源配分の原則」を、都側は否定したことになる。これは、平成12年都区制度改革によって定められた法の原則を認めないということになる。<br/>（つづきあり）</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|--|----------------------------|--|--|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>（つづき）</p> | <p>（２）配分割合の変更の考え方（配分割合の変更事由）<br/>【上記（１）を踏まえ、配分を変更するときは、どのような場合か】</p> <p>区側は、役割分担の大幅な変更に該当することのみを主張しているが、役割分担と財源保障のそれぞれの観点から議論が必要となる。<br/>（つづきあり）</p> | <p>（２）配分割合の変更の考え方（配分割合の変更事由）<br/>【上記（１）を踏まえ、配分を変更するときは、どのような場合か】</p> <p>配分割合（条例で定める割合）は、都区間の役割分担に応じて定めるべきものであることから、都区間の役割分担に変動があった場合には、配分割合を変更することが制度運用として予定されている。国会答弁においても、自治省財務局長の答弁で裏付けられている。<br/>よって、法の規定に照らせば、児童相談所関連経費は、配分割合を変更して対応すべきである。<br/>また、平成12年都区制度改革時にも、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、大規模な税財政制度の改正があった場合、その他必要があると認められる場合に変更すると、都区合意している。<br/>財源保障の観点からこそ、役割分担の変更に伴って、特別区全体の財源を確保する必要があるわけで、そのための配分割合変更を求めている。<br/>（つづきあり）</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|----------------------------|--|---|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> | <p>配分割合を変更する際の原則は、以下の2つがあり、これにより、都区で協議して決めるもの。<br/>①平成12年に都区で合意した「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」<br/>②自治法施行令210条の14の「財源不足額合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合」<br/>地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14に関し、『「著しく異なることとなる場合」には、制度改正や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。』としている。<br/>このことから、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」においても、地方自治法施行令第210条の14の規定に基づく財源保障の観点が必要となる。<br/>(つづきあり)</p> | <p>都側が示した変更事由2点は、配分割合を変更するにあたって、同時に満たす必要があるのか。<br/>著しい財源不足が見込まれる場合が起きる要因の一つとして、役割分担の変更がありうることは当然のことである。<br/>区側は、同施行令の適用がなければ配分割合変更が行えないものではないということ主張している。<br/>具体的には、配分割合の変更の考え方として、まず、都区間の財源配分に関しては、法律（自治法第281条の2、第282条）によって定められている都区の役割分担に応じて定めるものであることから、都区間の役割に変動があった場合には、基本的には配分割合の変更が必要になるということが原則の考え方であり、これを踏まえて実施大綱における都区合意の変更事由がある。<br/>また、もう1点の変更事由として、地方自治法施行令第210条の14で定める普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合において配分割合を変更するという規定がある。<br/>後者については、逐条解説によれば、普通交付金の総額の過不足額がそのおおむね一割程度以上にわたる場合とある。これは、約1千億円規模であり、これが複数年見込まれる必要があるとされており、このような状況が生じた場合は、配分割合を変更することが当然であることは言うまでもない。<br/>この二つの変更事由は、それぞれ独立した規定であり、どちらかに該当すれば、配分割合を変更すべきものである。<br/>(つづきあり)</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果 |
|--|----------------------------|--|--|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> | <p>過去の変更事例（平成19年度の3%、令和2年度の0.1%）については、都区で協議して合意したという事実以外ない。</p> <p>法令上、配分割合の変更を規定した条文は、地方自治法施行令第210条の14のみと都は考えている。<br/>(つづきあり)</p> | <p>今回特別区が求めているのは、前者による役割分担の変更に伴う法の原則によるものであるため、都側が主張する地方自治法施行令第210条の14の規定に基づく観点で、必要ということにはならない。</p> <p>現に、平成19年度においては、税財政制度の改正と事務移管による役割分担の変更で、自治法施行令第210条の14の規定や都が挙げる「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」に該当することなく配分割合を変更している。</p> <p>このため、都側の主張は、過去の配分割合の変更事例を鑑みても矛盾している。</p> <p>都側は、平成19年度、令和2年度の配分割合の変更は、都区で協議して合意した事実以外はないということであるが、実施大綱に定める変更事由も、地方自治法施行令第210条の14の規定も、共に該当せずとも、都区の協議で合意すれば、変更可能だと主張しているようである。そうであれば、都が主張する二つの要件は、今回のケースにおいても、配分割合を変更しない論拠とはならなくなる。</p> <p>過去の配分割合の変更事例から、都側が示す二つの要件を同時に満たすことが必須ではないことが証明されている。この区側の解釈に、誤りがある場合は、根拠とともに示すべき。</p> <p>前述のとおり、独立した2つの変更事由があると考え。都側は、条文に記載されたこと以外は一切認めず、法文同士の関係性や、どのような趣旨で法改正が行われているかなど、法令に込められた精神を全く理解していないように感じられる。そのような姿勢は問題があるのではないかと。<br/>(つづきあり)</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|----------------------------|--|---|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> | <p>(3) 区児相の設置の取り扱い【上記(1)(2)を踏まえ、配分割合の変更事由に該当するか】</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;<br/>特別区の児童相談所設置は、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更には該当するものではない。子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという点から、都区の児童相談行政を連携して進めて行かなくてはならないことは言うまでもないが、区立児童相談所の設置に関する財調制度上の取扱いについては、特別区のエリアにおいて児童相談所に関する都区の役割分担が大幅に変更されているのかについての議論が必要である。<br/>特別区の財政状況も踏まえて、配分割合の変更が無ければ特別区の需要算定に影響が出るのかという観点からも議論が必要である。<br/>(つづきあり)</p> | <p>(3) 区児相の設置の取り扱い【上記(1)(2)を踏まえ、配分割合の変更事由に該当するか】</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;<br/>上記(1)・(2)の考え方を踏まえれば、特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担に変更が生じることから、配分割合を変更すべきである。<br/>本件は、法に定められた義務的な事務である児童相談所関連事務が都から特別区へ移管されるのにあわせて、その財源を都から特別区へ移譲するという案件である。都と特別区が連携して、児童相談所・児童相談行政の拡充を図るべきことが求められている昨今の状況を踏まえれば、都区の間で、対立することなく、一致協力して、解決を図るべき。<br/>都区制度改革の際、配分割合の変更事由について、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」には、配分割合を変更することを都区で合意している。これは、需要と収入の差で配分割合の是非を判断するとすれば、毎年の税収の増減等に応じて、全ての需要の是非を争うことになることから、これを避けるために、都区間配分と区間配分を区別し、都区間配分は、一定の変更事由が生じた場合に限り変更を行うことで、配分割合を中期的に安定的なものとする趣旨の合意であると理解している。<br/>(つづきあり)</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|----------------------------|---|---|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> | <p>特別区の児童相談所の経費は、既に需要算定されており、財源は保障されている。</p> <p>改めて申し上げるが、財調制度においても、特別区の児童相談所の経費は、需要算定されており、財源は保障されている。<br/>(つづきあり)</p> | <p>地方交付税制度においては、中核市が児童相談所設置市となった場合には、府県と当該設置市の権能の変更に着目し、府県の需要額を減額し、当該設置市の需要額を増加させることにより、関連経費の財源を移転する措置が採られている。特別区だけが、財源の移譲を受けられないことは、不合理であり、容認できない。</p> <p>区側の発言の趣旨は、需要として算定しているかということではなく、交付税制度では、府県から当該中核市に財源が付け替わっていることに関して、同じ財源保障制度として、均衡が取れているかという視点での発言である。つまり、財調制度でも交付税制度と同様に、児童相談所を設置すれば、都から特別区へ財源を付け替えるべきである。</p> <p>次項目以降のとおり、都の主張は、いずれも配分割合を変更できない根拠とはなりえない。<br/>(つづきあり)</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果        |
|--|----------------------------|---|--|-------------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> | <p>&lt;「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に該当するか&gt;<br/>「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更」に該当しない根拠（4点）</p> <p>①児童福祉法に基づく児童相談所の設置は、都道府県に義務付けられており、区は政令に指定された場合にのみ児童相談所設置が可能となっている。</p> <p>②特別区のエリアにおける児童相談所の設置の現状は、令和4年度末時点で7区が区立児童相談所を設置しており、他の16区は、都の児童相談所がその役割を担っている。<br/>(つづきあり)</p> | <p>&lt;「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に該当するか&gt;<br/>児童相談所は、児童相談行政の中核を担う機関であり、都から区に権限が移管されることは、それ自体大幅な役割分担の変更となるものである。また、特別区による児童相談所の設置は、児童相談所設置自治体の拡大をめざす児童福祉法改正の趣旨に即したものであり、今後も準備の整った区から順次設置していくことが予定されている。設置区数が順次増加していくこと、また、所要額が無視できない規模であることも踏まえれば、大幅な役割分担の変更に当たるものである。<br/>都が、役割分担の大幅な変更該当しない挙げた根拠（4点）は、全て論拠にはなり得ない。</p> <p>①児童相談所設置区では、都から当該設置区へ児童相談所設置市事務の全てが移管され、都と同様に児童相談所の設置が義務づけられるものである。<br/>なお、「区は政令に指定された場合にのみ児童相談所設置が可能」という発言は、明確に誤りがある。正確には、児童福祉法上、特別区は児童相談所を設置可能であり、政令指定を受けた場合は、設置が義務付けられることになるので、今後は表現に留意いただくようお願い。</p> <p>②設置区が7区であったとしても、当該区において役割分担の大幅な変更が生じている以上、実施大綱に定める変更事由である都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることに変わりはない。<br/>(つづきあり)</p> | <p>協議結果</p> |



1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|----------------------------|---|---|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>（つづき）</p> | <p>③都は特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを現在4区3か所に設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定である。</p> <p>④児童相談所設置市として、本来特別区が担う業務についてもその一部を都が担っている現状がある。児童福祉法では、児童相談所設置市に児童自立支援施設の設置が義務付けられているが、区がこれを設置していないことは明らかである。</p> <p>こうした状況から、都としては、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更には該当するものではないと考える。<br/>（つづきあり）</p> | <p>③区側が配分割合の変更という形で財源移譲を求めているのは、児童相談所設置区における児童相談所関連経費である。都のサテライトオフィスなどに関しては、未設置区の区域における施策であり、区側は当該経費について、財源移譲を求めている。</p> <p>④児童自立支援施設を区が設置しておらず、都に委託していることをもって、全ての事務について責任を果たしているといえるのかとの質問もあったが、委託により事務を執行することは法に基づく行為である。まして、当該施設の扱いについては、法的責任を果たすための手段として選択し、国や都とも協議、調整のうえ、国の政令指定を受けているものであり、特別区が委託をしていることをもって、法的責任を果たしていないかのような主張は到底看過できない。</p> <p>委託によって施設を確保することが法的責任を果たしていないことになるというのは、信じがたい見解である。対象児童を措置する法的責任を果たすために委託という手段を用いたのであって、この手段による実施も含めて、政令指定申請を行い、都の副申と国の政令指定があったということを改めて申し上げておく。また、他の政令市・児童相談所設置中核市のうち、当該施設を設置していない自治体についても、法的責任が果たせていないということになる。こういった点を踏まえても、なお法的責任が果たせていないという主張をし続けることができるのか。<br/>（つづきあり）</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|----------------------------|--|---|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> | <p>&lt;特別区の財政状況を踏まえる必要性があるか&gt;<br/>すでに児童相談所の運営に要する経費は需要算定している。配分割合を変更しなければ特別区の児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか、配分割合の変更がされなければ財政運営に支障をきたす状況になるのか、示すべき。令和4年度では将来の需要を臨時算定している。当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割落とすといったこととなるものではない。<br/>また、来年度の財源見通しを鑑みれば、必要な需要は算定され、需要を割り落とすという状況とならないことは明らかである。<br/>(つづきあり)</p>  | <p>&lt;特別区の財政状況を踏まえる必要性があるか&gt;<br/>現在算定されている需要は、現在の配分割合の下で全体の需要調整の中で整理されたものであり、児童相談所関連の所要財源があらかじめ確保されているものではない。現に、令和2年度に配分割合を引き上げた0.1%では到底賄えない額が需要額として算定されている。児童相談所関連経費の必要額が配分割合に加算されていれば、設置区の需要増分が特別区全体の他の事務の需要減をもたらすことなく、設置区以外の区にも影響を及ぼさずに済むことになる。<br/>(つづきあり)</p>   |      |
|  |                            | <p>令和2年度以降、令和4年度までの間において、財源不足額合算額に対し普通交付金の総額が不足したことはない。このことは、特別区の財源が保障されていることであり、このような状況において、配分割合の変更がされなければ、財政運営に支障をきたす状況になるのか。</p> <p>区側が回答する必要があるものは回答しないという姿勢が明らかである。<br/>地方自治法では、財調条例を制定する場合には、都区協議会の協議を経てなされることになっており、都区で真摯に協議を尽くすことが必要である。この点については、地方自治法逐条解説においても、都と特別区が真摯に協議することが推奨されている。<br/>協議である以上、意見が対立することはままあることだと思う。自らの主張や考えに合わないから、回答を拒否するような姿勢では協議が成り立たない。</p> | <p>区側が求めているのは、法の趣旨と都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う財源配分の変更であり、区の財政運営に支障をきたすかどうか判断基準となるものではないと考えている。</p> <p>区側が配分割合の変更を求めているのは、法の原則や都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う配分割合の変更であり、地方自治法施行令第210条の14の規定を適用し、配分割合の変更を求めているものではないことを申し上げている。にも関わらず、都側より、再び、見解を求められている。<br/>法の原則や都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う配分割合の変更を求めるに当たり、なぜ、このような点が必要となるのか、区側が納得できる理由を示された。<br/>(つづきあり)</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                 | 都の考え方 | 区の考え方   | 協議結果 |
|--|--------------------|-------|---|------|
|  | 児童相談所関連経費<br>（つづき） |       | <p>令和2年度財調協議を例に、配分割合を変更しなくても、児童相談所の運営に要する経費を賄える状態ではないかという点であるが、区側は、地方自治法施行令第210条の14による配分割合の変更ではなく、法の趣旨と都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う財源配分の変更を求めているのであり、都側が指摘するような区の財政運営に支障をきたすかどうか判断基準となるものではないと考えている。</p> <p>制度上、都区の財源保障については、最初に、「都区総体の財源保障」について、地方交付税の都区合算を通じて行い、次に、「都総体と特別区総体の財源保障」について、都に府県財源が属するほか、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区財政調整制度を通じ、都区間で役割分担に応じて市町村財源を分け合うことによって行い、最後に、「個々の特別区の財源保障」について、都区財政調整制度によって、「都総体と特別区総体の財源保障」で得られる特別区総体の財源の範囲で、特別区間の財源の均衡化が図られるよう特別区財政調整交付金を交付することにより行われる、ということになっている。</p> <p>これも、平成12年改革に向けた自治法改正の過程で整理されたものであるが、区側が申し上げているのは、都区間の配分割合は、「都総体と特別区総体の財源保障」に関するものであり、都区間の役割分担の変更に伴って配分割合を変更し、特別区総体の財源保障をすべきであるということである。</p> <p>（つづきあり）</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                         | 都の考え方 | 区の考え方  | 協議結果 |
|--|----------------------------|-------|--|------|
|  | <p>児童相談所関連経費<br/>(つづき)</p> |       | <p>都が財源保障の観点として挙げているのは、自治法施行令210条の14に規定する、各特別区の財源不足額の合算額と普通交付金の総額が引き続き著しく異なる場合には当たらないということだと思うが、それは、「個々の特別区の財源保障」に関するものであり、仮に著しい過不足が生じることになるような場合には、配分割合を変更しなければならず、そうでなければ法律違反となるものとして用意されている規定である。</p> <p>もちろん、そういう状態になれば当然に配分割合の変更が必要となるが、逆にそういう状態にならないければ配分割合の変更ができないというものではない。</p> <p>今回のケースは、施行令210条の14の規定を適用すべきかどうか問われるのではなく、それ以前の問題として、役割分担の変更に伴う配分割合の変更によって「特別区総体の財源保障」の枠を確保するものであり、両者を混同した議論は避けるべきであることを申し上げておく。</p> <p>このようなことから、区側が求めているのは、地方自治法施行令第210条の14の規定の適用ではなく、「特別区総体の財源保障」としての都区の役割分担の変更に応じた配分割合の変更であるため、「配分割合を変更しなければ、児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況になるのか」、「財政運営に支障をきたす状況になるのか」といった観点での議論は不要である。</p> <p>なぜならば、調整税等の一定割合は、都区の協議の結果定められた配分割合の下での、特別区の固有財源であるからである。</p> <p>(つづきあり)</p> |      |

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

|  | 項目                 | 都の考え方 | 区の考え方  | 協議結果 |
|--|--------------------|-------|--|------|
|  | 児童相談所関連経費<br>（つづき） |       | <p>地方団体の固有財源を指して、その額の多寡や足りる・足りないなどの議論を行うこと、その概念自体が不適切である。また、交付金の原資が、都区の共有財源であることを理由に、特別区の交付金が足りる・足りないを論じる必要があるというのであれば、共有財源という性質上、都区双方の財源とその使途を明らかにしたうえでなければ論ずることはできないと考えている。</p> <p>それでもなお、都側が一方的に特別区の固有財源の多寡を論ずる必要があるということであれば、それは独立・対等の都区の関係性に反しており、内部団体視していると言わざるを得ないことは申し上げておく。</p> <p>都区間の財源配分の協議は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、限られた市町村税源を役割分担に応じて分け合うものであり、都区それぞれの財政が財源不足状態にあるかどうかを議論するものではない。役割分担に応じて配分割合を定めたうえで、都区双方がそれぞれの財政運営に責任を持つというのが都区間の合意点であり、独立・対等関係にある自治体同士のあるべき姿である。</p> <p>特別区は、これまでも、変更事由にあたらぬ限り、税収の落ち込みによる需要の縮減に応じてきた。変更事由が生じたからこそ配分割合の変更を求めている。</p> |      |

2 特別区相互間の財政調整に関する事項  
基準財政需要額の調整項目

|   | 項目                 | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                     |
|---|--------------------|---|---|--------------------------|
| 1 | 議会運営費（タブレット端末運用経費） | 区側提案は実施区平均により議員1人当たりの単価を設定しており、タブレット端末の調達方法や耐用年数などが考慮されておらず、標準区モデルの設定にあたり精査が必要であるが、区側修正案は都側の意見を踏まえたものであるため、区側修正案に沿って整理する。なお、区議会議員用のタブレット端末の活用により、資料や議案などが電子化され、ペーパーレス化の効果が見込まれる。タブレット導入の効果については、今後注視していくべきと考える。 | 議会運営費について、区議会議員用タブレット端末運用に係る経費を新規に算定する。都側の意見を踏まえ、リース契約による事業モデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。   | タブレット端末運用経費について、新規に算定する。 |
| 2 | 企画調査費（区民意識意向調査経費）  | 区側修正案は、標準区における調査の実施規模を設定した上で、普遍的でない経費を除くなど精査が必要であるという都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。   | 企画調査費について、区民意識意向調査に係る経費を新規に算定する。都側の意見を踏まえ、経費を精査し、標準区における実施規模を設定した上で、改めて標準区経費を設定した。  | 区民意識意向調査経費について、新規に算定する。  |
| 3 | 区立施設アスベスト関連事前調査費   | アスベスト対策経費については、平成17年度再調整において、公共施設の調査・除去工事及び民間建築物の調査・除去工事助成費等を算定しているが、区側提案は再調整で算定済みである「旧三種」と「新三種」との経費の切り分けができておらず、妥当ではない。  | 区立施設アスベスト関連事前調査に係る経費について、新規に算定する。平成17年度再調整において、アスベスト対策費として、区有施設調査費が一定施設分算定されていることは理解しているが、当時の再調整では「新三種」のアスベスト対策経費が未算定であることから提案しているところである。 | 協議が整わなかった項目として整理する。      |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|   | 項目                          | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果   |
|---|-----------------------------|---|---|--|
| 4 | 法務管理費                       | <p>法律相談委託に係る経費について、委託の範囲や業務内容の精査が必要であるとともに、実施区平均を用いた標準区設定は妥当ではなく、区側修正案においても、区によっては複数の任用方法を採用していることから単に委託料に改めることは妥当ではないと考える。</p> <p>また、審理員に係る経費については、経費のバラつきがあり、審査件数を考慮した経費設定になっておらず、精査が必要である。</p> <p>行政不服審査委員に係る経費については、一人当たり単価が最高額である会長の単価を超えている区があり、その他の法務管理に係る経費については、経費が突出している区があることから精査が必要であると考え。</p> <p>行政不服審査会委員に係る経費およびその他の法務管理に係る経費について、区側修正案は都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> | <p>法務管理費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>顧問弁護士に係る経費の法律相談委託について、実施区において最大の計上節である委託料での算定が望ましいと考えている。</p> <p>審理員に係る経費は、平成29年度財調協議時点よりも実施区数が増え、普遍的な需要であることから提案しているものであり、標準区経費としての設定は妥当であると考え。</p> <p>行政不服審査会委員に係る経費およびその他の法務管理に係る経費について、都側の意見を踏まえ、普遍的でない経費を除外するほか、事業未実施区を含めて標準区経費を設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> | <p>法務管理費について、算定内容（職員手当等及び旅費（近接地内）以外）を見直す。</p> <p>なお、顧問弁護士に係る経費（報酬）の見直しおよび審理員に係る経費については、協議が整わなかった項目として整理する。</p> |
| 5 | 防災行政無線システム維持管理費             | <p>経費内容の性質や普遍性を考慮し、併せて標準的なモデル台数を設定すべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、また、機器1台当たり単価について23区平均により設定しているため、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>   | <p>防災行政無線システム維持管理費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、無線移設経費を除くほか、経費を精査し、標準的な事業モデルにより標準区経費を設定した。</p> <p>なお、標準区経費は機器の1台あたりの実施区平均単価による標準的な事業モデルにより設定した。</p>   | <p>防災行政無線システム維持管理費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>   |
| 6 | 安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費） | <p>区側提案の事業モデルには単価が突出している区があり、各区の実施形態を考慮していないことなどから、モデル設定にかかる経費を精査すべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>   | <p>安全安心まちづくり推進事業費の防犯パトロール委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、事業モデルを明確化し、設定した事業モデルと類似する区の単価の平均単価等を用いて、改めて標準区経費を設定した。</p>   | <p>安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>   |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|   | 項目               | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果  |
|---|------------------|---|---|---|
| 7 | 地域コミュニティ活動支援費    | 令和4年度財調協議において都側から「他の算定項目との重複が懸念される事業等の精査ができておらず、また、年度によって各事業の実績にばらつきがある」と指摘した。区側提案は年度によるばらつきを適切に標準区経費に反映させるため、2か年の実績からさらに1か年加えて設定していることが確認できた。区側提案は、未だ他の算定項目と重複が懸念される事項が含まれると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 | 地域コミュニティ活動支援費について、特別区の実態を踏まえ、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。都側の意見を踏まえ、事業を精査し、改めて標準区経費を設定した。  | 地域コミュニティ活動支援費について、算定内容（自治会・町会会館の整備助成金以外）を見直す。 |
| 8 | 公金取扱手数料（受託業務経費）  | 区側提案は、受託事務件数に受託事務手数料単価を乗じた各区の見込額を元に標準区経費を設定しているが、区分ごとのあるべき件数を設定した上で、改定後の受託事務手数料単価を乗じるべきと考える。また、実施区のみを回帰分析結果により標準区経費を設定しているため、妥当ではない。これらの都側意見を踏まえた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。なお、今後は令和6、7年度フレームにかけて改定後の単価を反映することが妥当と考える。        | 公金取扱手数料の受託業務経費について、受託事務手数料単価が上昇することを踏まえ、算定を充実する。また、令和7年度まで段階的に引き上げる。都側の意見を踏まえ、各項目ごとの件数によるあるべき件数を設定し、事業未実施区を含めた件数による回帰分析結果により、改めて標準区経費を設定した。次年度以降、改定単価に連動して標準区経費を設定することは、適切な方法であり、異論はない。 | 公金取扱手数料（受託業務経費）について、算定内容（経費全体）を見直す。           |
| 9 | 情報セキュリティクラウド運用経費 | 区側提案は、各区の年間契約予定額を元に標準区経費を設定しているが、必須機能、選択型必須機能、オプション機能といった区分の中で、どのような内容が標準的な項目なのかを検討した上で、経費を設定すべきと考える。また、実施区のみを回帰分析結果により標準区経費を設定しているため、妥当ではない。これらを踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区案に沿って整理する。   | 情報セキュリティクラウド運用経費について、運用方法の変更を踏まえ、算定を改善する。都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルを設定し、各項目ごとに事業未実施区を含めた回帰分析結果により、標準区経費を設定した。  | 情報セキュリティクラウド運用経費について、算定内容（経費全体）を見直す。          |



基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                          | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果                                     |
|----|-----------------------------|---|--|--|
| 10 | 全国手話言語市区長会負担金               | 全国手話言語市区長会負担金は、令和4年11月時点で23区含め618市区が加入していることから普遍性が認められる。また、団体規模に関わらず一律同額の負担金である点を踏まえた区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。  | 全国手話言語市区長会負担金について、新規に算定する。   | 全国手話言語市区長会負担金について、新規に算定する。               |
| 11 | 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費 | 本事業は、都の「障害者施策推進包括補助事業」から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内容に変更がない。<br>そのため予算ではなく、都の包括補助事業の対象であった令和3年度実績をもとに標準区経費を設定すべきとした都側意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。  | 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費について、新規に算定する。<br>都側の意見を踏まえ、改めて令和3年度決算実績をもとに標準区経費を設定した。  | 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費について、新規に算定する。 |
| 12 | 心身障害者福祉手当支給費                | 心身障害者福祉手当支給費については、過去の協議において、都区で合理的かつ妥当な水準に関する見解が分かれており「基準財政需要額のあり方」と議論が関連するため、その協議を踏まえるべきものとする。   | 障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級所持者への手当を新規に算定する。<br>「基準財政需要額のあり方」の協議を踏まえ、協議が整わなかった項目として整理する。 | 協議が整わなかった項目として整理する。                      |
| 13 | 養育費確保支援事業費                  | 標準区経費の設定に当たり、区案は実施区のみ補助実績をもとに設定していることから、精査が必要であるとする。<br>また、本事業は令和4年度までの都補助事業となっているが、協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた予算要求を行っていることが明らかとなった。そのため、標準区経費の設定に当たっては、都補助金も考慮すべきとする。<br>これらの都側意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 | 養育費確保支援事業費について、新規に算定する。<br>都側の意見を踏まえ、国庫支出金及び都補助実績をもとに標準区経費を設定した。また、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。                            | 養育費確保支援事業費について、新規に算定する。                  |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                   | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                |
|----|----------------------|--|---|---------------------|
| 14 | 高校生等医療費助成事業費         | <p>都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。</p> <p>よって、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。</p> <p>都は、これまでの財調協議の中でもお示ししているとおおり、都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。</p> <p>また、高校生等医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、独自の政策判断により実施することから、標準的な需要ではないと考えている。</p>  | <p>令和7年度までの臨時的な対応として、都補助の対象外である所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、基準財政需要額に算定するよう提案する。</p> <p>都の補助基準は、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の制度を踏まえたものになっていない。</p> <p>本事業は都が一方的に発表した事業であり、本来ならば、「合理的かつ妥当な水準」はしっかりと特別区の実態を反映したものであるべきと考える。</p> <p>区としては、区案のとおり整理すべきと考える。</p> | 協議が整わなかった項目として整理する。 |
| 15 | 区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援） | <p>都としても「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行により、区が、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すこととなったことは理解している。</p> <p>しかし、予算を用いて標準区経費を設定することや、常勤・会計年度・委託と様々である各区の実施形態を考慮せず、各節を委託料に一括して計上することは、標準区としてあるべき需要とはなっておらず、妥当ではないと考える。</p> <p>看護師等の配置については、国庫補助対象となっており、医療的ケア児の受け入れの促進に伴い今後活用が進むことが想定されるため、国庫補助実績も踏まえて、次年度以降、改めて検証すべきと考える。</p> <p>なお、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものと考えている。</p> | <p>区立保育所管理運営費について、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア児支援に係る経費を新規に算定する。</p> <p>本事業は法令の施行に伴う事業であり、医療的ケア児の受入れを行うため、各区とも様々な工夫を行い、事業を実施している。実施形態にばらつきはあるものの、本事業はあるべき需要であると考えている。</p> <p>しかしながら、特別交付金においては、算定すべき事業と考える。</p>                                  | 協議が整わなかった項目として整理する。 |
| 16 | 子ども医療費助成事業費          | <p>【区側提案事項】「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。</p>   | <p>【区側提案事項】「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。</p>  | 協議が整わなかった項目として整理する。 |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目           | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                             |
|----|--------------|---|---|----------------------------------|
| 17 | 放課後児童クラブ事業費  | 標準区経費の設定方法については、実施区のみでの回帰分析で設定していることから精査が必要であるとした都側意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。  | 放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブにおける報酬に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。<br>都側の意見を踏まえ、標準区経費は未実施区を含めた各区の直営施設における年間勤務時間数の回帰分析により設定する。   | 放課後児童クラブ事業費について、算定内容（報酬）を見直す。    |
| 18 | 待機児童保育事業費    | 待機児童保育事業（家庭福祉員事業補助）に係る経費について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。<br>なお、減少傾向にある本事業に対し、態容補正を新設することは、算定の簡素合理化の観点から妥当ではないと考える。<br>「特別交付金の算定に関する運用について」において、B-エは「特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」と記載があり、各区は、普遍性がないと判断している事業については、B-エで申請されているものと理解している。<br>また、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものとする。 | 待機児童保育事業費について、保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、算定を充実する。<br>本事業は過去の経緯を踏まえると、減少傾向にあるものの普通交付金で捕捉すべき項目であり、態容補正による算定が妥当であるとする。<br>態容補正による算定をすべきという考えは変わらないものの、少なくとも特別交付金において、引き続き算定すべきであるとする。<br>本事業は普通交付金算定廃止後も特別交付金の算定事由B-エに合致するものと理解し、都案のとおり整理したいと考える。 | 協議が整わなかった項目として整理する。              |
| 19 | 認証保育所運営費等事業費 | 区案は、都の保育士等の処遇改善事業を踏まえた提案であり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。   | 認証保育所運営費等事業費について、保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、算定を充実する。   | 認証保育所運営費等事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。 |
| 20 | 利用者負担（保育所等）  | 【区側提案事項】「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。   | 【区側提案事項】「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。   | 協議が整わなかった項目として整理する。              |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                    | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果   |
|----|-----------------------|---|--|--|
| 21 | 私立保育所施設型給付費等          | <p>標準区経費の設定に当たり、施設機能強化推進費加算の算出に誤りがあるなど、改めて精査すべきとした都側意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、本事業は令和4年度財調協議においても全体の見直しを行っている。今後も実施状況を把握し、必要に応じた見直しを行うこと自体に異論はないものの、少なくとも、今後は毎年度全体を見直す必要はないと考える。</p> | <p>処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の見直しに伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>また、公定価格に新たに設けられた、もしくは内容に変化のあった等の項目以外については、大幅な状況の変化があった場合や全体の見直しから年数が一定程度経過した場合等に経費全体の見直しを行う。</p>    | <p>私立保育所施設型給付費等について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。</p>          |
| 22 | 【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等 | <p>標準区経費の設定に当たり、施設機能強化推進費加算の算出に誤りがあるなど、改めて精査すべきとした都側意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、本事業は令和4年度財調協議においても全体の見直しを行っている。今後も実施状況を把握し、必要に応じた見直しを行うこと自体に異論はないものの、少なくとも、今後は毎年度全体を見直す必要はないと考える。</p> | <p>処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の見直しに伴い、私立認定こども園施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>また、公定価格に新たに設けられた、もしくは内容に変化のあった等の項目以外については、大幅な状況の変化があった場合や全体の見直しから年数が一定程度経過した場合等に経費全体の見直しを行う。</p> | <p>【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。</p> |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                                   | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果                                       |
|----|--------------------------------------|---|--|--|
| 23 | <p>【態容補正】児童相談所関連経費<br/>※一部衛生費を含む</p> | <p>新たな態容補正について、既に児童相談所関連経費だけで3つの態容補正を設定している。算定の簡素合理化との考えもある中で、態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えるが、新たな態容補正が必要と考える理由を確認したところ、現行の算定方法では、措置児童数の地域偏在により、充足率が概ね58%の区から概ね170%の区があるなど決算と算定に大きな乖離があるとのことであった。新たな態容補正による算定では各区の充足率は概ね100%になるとのことであり、都としても、区間配分を是正する必要があることは理解する。</p> <p>一方で、現在の区案は、標準区における措置児童数、1人あたり措置経費について、次年度以降も規模を据え置くこととなっており、今後、保護単価の改定などがあった場合は標準区にその改定を反映させることができず、時間の経過とともに乖離が発生していくことが予想される。</p> <p>新たな態容補正は、児童相談所関連経費のうち、「措置費」及び「旧東京都単独補助事業」を対象としているが、このうち「措置費」については、国の基準に基づき措置する経費であることから、国への実績報告書により、各区の措置費は捕捉可能である。</p> <p>本態容補正の設定にあたり、年度当初の数値確認で新たに措置児童数の数値を確認する必要があるが、その際に国への実績報告書に基づいた各区の措置費も把握することで、次年度フレームの措置児童数、1人あたり措置経費を改定できるものとする。</p> <p>なお、現在の区案は、令和3年度実績を基に経費設定をしていることから、令和6年度フレームでは改定を行わず、令和7年度フレームから改定を行いたいと考える。<br/>(つづきあり)</p> | <p>令和3年度までに開設した区の実績を基に、算定内容を見直す。</p> <p>また、現在、児童福祉費の態容補正Ⅲにて算定されている措置費及び旧東京都単独補助事業に係る経費については、実際の措置児童数に応じた算定となるよう、新たな態容補正を提案する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、一時保護所における児童指導員等の配置について、区の実態をもとに非常勤職員を加味して設定するなど、経費全体を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>新たな態容補正について、国への実績報告をもとに令和7年度より改定を行うことに異論はない。</p> <p>特別交付金では児童相談所開設前の人件費が算定対象となっているが、今回、一時保護所の人員配置について見直す際には、特別交付金を算定するための当該区の配置実態と比較する配置基準を変更する必要があると考える。</p> <p>そこで、児童指導員は学齢児1人につき常勤職員1人、保育士は幼児2人につき常勤職員3人とする区の実態に基づく見直し後の配置基準と比較する方法に変更することを求める。</p> <p>あわせて、基準の変更時期については、令和2年度財調協議では、令和元年度の特別交付金から適用していることを踏まえ、今回も同じく今年度の算定からの反映を求める。</p> | <p>【態容補正】児童相談所関連経費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p> |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目   | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                       |
|----|--|--|---|----------------------------|
|    | <p>【態容補正】児童相談所関連経費<br/>※一部衛生費を含む<br/>(つづき)</p> | <p>一時保護所の人員配置について、区案によると児童指導員等の配置は、全て常勤職員となっている。一方で、区側提案資料によると、複数の区において常勤職員だけではなく、非常勤職員も配置しているケースがあり、区の実態を基に経費設定するのであれば、非常勤職員を加味する必要がある。</p> <p>また、規模の近い他自治体の児童指導員等の配置状況を踏まえ、標準区の一時的保護所の配置を設定すると、区側修正案と大きくは乖離していないことが確認できた。</p> <p>今回の区側提案は、令和3年度までに開設した区の実績を基に、算定内容を見直す提案であったことから、「合理的かつ妥当な水準」となっているのか検証したが、区側修正案は、都側意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>特別交付金での児童相談所開設前の人件費の算定について、令和2年度財調協議の時点においても、令和元年度の特別交付金から算定していることを踏まえ、見直し後の職員配置基準については、令和4年度の特別交付金から適用する。なお、特別交付金はあらかじめ算定することを約束するものではないことは、他の協議事項でも述べたとおりであり、その時々々の財源や申請状況等を踏まえて対応する。</p> |   |                            |
| 24 | <p>予防接種助成事業費（子ども向けインフルエンザ）</p>                 | <p>予防接種費の算定については、例外的な場合を除き、国が予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。</p> <p>また、任意接種の算定に当たっては、平成24年度財調協議において、都区で合意した内容に準拠するべきである。</p> <p>子ども向けインフルエンザの予防接種の助成については、法定接種化の予定を現時点では確認できないため、各区の自主財源で取り組むべき事業であると考えます。</p>   | <p>予防接種助成事業費（子ども向けインフルエンザ）について、新規に算定する。</p> <p>本事業は従前から子ども向けに助成していた区に加え、新型コロナウイルスとインフルエンザによる同時感染リスクを予防するために助成を開始した区もある。アフターコロナの時代を見据え、臨時的ではなく恒常的に助成する区が増え、普遍性が生じたことを踏まえた提案である。</p> <p>平成24年度協議時の考え方は認識しているが、特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはない。</p> | <p>協議が整わなかった項目として整理する。</p> |
| 25 | <p>乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）</p>                     | <p>国庫補助が創設された背景から、本経費の算定の必要性は理解するが、予算額及び実績によらない人員配置を用いた区案は妥当性を欠いている。</p> <p>標準区経費については、特別区全体の実績を踏まえた上で、合理的かつ妥当な水準に設定すべきと考える。</p>   | <p>乳幼児健康診査における3歳児健診の視力屈折検査について、新規に算定する。</p> <p>都区双方の見解が一致せず、残念ながら合意には至らなかったが、特別区の実態が明らかになった段階で、改めて検討する課題として整理する。</p>  | <p>協議が整わなかった項目として整理する。</p> |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目             | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果  |
|----|----------------|--|--|---|
| 26 | 公衆喫煙所維持管理費     | 区案の標準区経費は、実施区平均による設定で妥当性を欠き、また一部経費が突出している区があることから精査が必要であった。<br>これらに対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。  | 令和2年4月1日施行の「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」に合わせて整備されている公衆喫煙所の維持管理に係る経費を新規に算定する。<br>都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。  | 公衆喫煙所維持管理費について、新規に算定する。   |
| 27 | 予防接種費（子宮頸がん）   | 予防接種費（子宮頸がん）については、積極的な勧奨が再開となったことから、接種率の変動が見込まれており、その設定について見直すことに異論はないが、定期接種分・キャッチアップ接種分の標準区の接種率等の設定に当たり、加重平均ではなく単純平均を用いている区案は妥当性を欠いている。<br>その点に対応した区側修正案は、適切と考えられることから、区側修正案に沿って整理する。<br>なお、定期接種分の接種率等については、平成30年度財調協議において都区で合意したとおり、「1年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直し」との内容を準用すべきと考える。 | 予防接種費（子宮頸がん）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、接種率等は、令和5年度における想定接種率の平均により設定する。<br>都側の意見を踏まえ、接種率等の見込方法を加重平均によるものとし、改めて標準区経費を設定した。また、キャッチアップ接種については、事業が終了する令和6年度末における各区の接種率等の目標値をもとに、標準区における接種率等を設定した。<br>定期接種分の接種率等については、平成30年度財調協議の内容を準用し、継続的に見直していくことに異論はない。  | 予防接種費（子宮頸がん）について、算定内容（委託料）を見直す。<br>なお、キャッチアップ接種については、令和4年度再調整項目として算定する。 |
| 28 | 予防接種費（インフルエンザ） | 過去の見直し時は複数年度の実績を使用していることや、接種率等は年度間でばらつきがあることが想定されることから、複数年度の実績を基に、標準区経費を設定すべきである。<br>また、各区の政策的判断により独自の減免を実施している区を含めていることから、妥当性を欠いている。<br>こうした都側意見に対応した区側修正案は、適切と考えられることから、区側修正案に沿って整理する。   | 予防接種費（インフルエンザ）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、接種率及び減免率等は、令和3年度実績の数値により設定する。<br>都側の意見を踏まえ、平成30年度、令和元年度、令和3年度の3か年平均の接種率等とし、独自の減免を行っている区を除いて、改めて標準区経費を設定した。なお、令和2年度については、東京都により「新型コロナウイルス感染症流行下における高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業」が実施され、接種を希望する定期接種対象者の自己負担額が無くなったことから、接種率等に大幅な変動があったため、設定の対象から除外している。 | 予防接種費（インフルエンザ）について、算定内容（委託料）を見直す。                                       |
| 29 | 予防接種費（ロタウイルス）  | 接種率等については、区毎に接種対象者数や接種者数が異なるため、単純平均ではなく加重平均により設定すべきとした都側意見に対応した区側修正案は、適切と考えられることから、区側修正案に沿って整理する。  | 予防接種費（ロタウイルス）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和3年度実績の数値により設定する。<br>都側の意見を踏まえ、接種率等の見込方法を加重平均によるものとし、改めて標準区経費を設定した。   | 予防接種費（ロタウイルス）について、算定内容（委託料）を見直す。  |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                               | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                |
|----|----------------------------------|--|---|---------------------|
| 30 | 【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託） | 区によって決算額や委託内容にばらつきがあるため、決算額のみに着目し、標準区経費を設定している区案は妥当性を欠いている。<br>また、昼間人口比率による態容補正については、妥当な標準区経費の設定がなされなければ、導入の妥当性が判断できないと考える。  | 環境事業推進費に係る路上喫煙等巡回指導委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。また、事業費が人口に逆相関がある一方、昼間人口においては高い相関があったことから、昼間人口比率による態容補正を設定する。<br>「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が施行され、本事業のニーズが拡大していることに伴い、経費も大幅に増加している中で委託料にシフトしていることから、特別区の実態や社会情勢を踏まえた標準区経費の設定であると考えている。   | 協議が整わなかった項目として整理する。 |
| 31 | 廃棄物処理手数料                         | 環境省による「＜改訂＞一般廃棄物処理有料化の手引き」では「3-2. 手数料の料金水準」において、「廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」としている。<br>また、同手引きでは、「事業系一般廃棄物の手数料の料金水準の考慮におけるポイントは、廃棄物処理の原価相当額を正確に把握することであるが、処理原価に含める費用の範囲について、各市町村独自の考え方で整理されている状況や、処理原価相当額を徴収できていない事例が見られる。」ともしている。<br>区案における廃棄物処理手数料は、これまでと同様に「処理原価」ではなく、排出業者の負担を勘案するなどして算出した「手数料原価」に応じた額で設定されていることから、同手引きにおける「処理原価に含める費用の範囲について、各市町村独自の考え方で整理されている状況」や「処理原価相当額を徴収できていない事例」に該当し、国が望ましいとしている「廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収」するものになっていない。<br>本来、事業系ごみ処理に係る経費は、自己処理責任の原則に立ち、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきであり、国の手引きにも「原価相当の料金を徴収することが望ましい」と書かれている以上、少なくとも財調上の廃棄物処理手数料については、処理原価相当額で設定すべきである。<br>このため、区独自の考え方で算出された「手数料原価」に応じた額で設定している区案は、財調上のあるべき需要ではないと考える。 | 廃棄物処理手数料について、令和5年10月からの単価改定に伴い、収集運搬分4円/kg、処理処分分2円/kgを上乗せし、改善する。なお、令和5年度財調は半年分を反映することとし、令和6年度財調より1年分を反映する。また、収集作業費の態容補正Ⅱにおいても、同様に単価改定分を反映する。<br>「＜改訂＞一般廃棄物処理有料化の手引き」で、「廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされているように、手数料は、必ず原価相当の料金にするものではなく、特別区の設定は妥当である。<br>現行の設定は、23区統一の考え方に基づく普遍的なものであり、過去の協議でも発言しているように、各区の実態や普遍性、合理性等を総合的に勘案した上で、財調上のあるべき需要として設定すべきものである。 | 協議が整わなかった項目として整理する。 |



基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目              | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                                      |
|----|-----------------|---|---|---|
| 32 | 区営住宅維持管理費       | 前回の見直しを行った平成29年度協議時と同様の手法により標準区経費が設定されており、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。   | 区営住宅の維持管理に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。  | 区営住宅維持管理費について、算定内容（経費全体）を見直す。             |
| 33 | 都市整備総務費（緑化助成経費） | 区案は、普遍的でない経費が含まれていることから経費を精査すべきであり、実施区平均を用いた標準区経費の設定は妥当ではないという都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。   | 生垣助成等の緑化助成に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。<br>都側の意見を踏まえ、普遍的でない経費を除外するほか、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。                     | 都市整備総務費（緑化助成経費）について、算定内容（負担金補助及び交付金）を見直す。 |
| 34 | 街路灯維持補修費        | 街路灯の光熱水費及び改築経費については、平成31年度財調協議の合意結果を踏まえた街路灯種別ごとの基数を設定すべきであることなど、一部精査が必要であるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。<br>今後、街路灯維持補修費について、LED灯の更新状況等に変化が見られた際には、改めて検証すべきである。 | 街路灯維持補修費について、LED灯への切替状況を踏まえ、光熱水費及び街路灯改築費を見直し、算定を改善する。<br>街路灯種別ごとの基数については、都側の見解を踏まえ、平成31年度財調協議の合意結果を踏まえるなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 | 街路灯維持補修費について、算定内容（光熱水費、工事請負費）を見直す。        |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|      | 項目                              | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果   |
|------|---------------------------------|--|--|--|
| 35   | 【小学校費】医療的ケア児支援経費                | 標準区経費の設定について、回帰分析結果を踏まえ一部固定で設定した区側提案は、3校で本事業を実施するものとしているにも関わらず、固定費比率は整数になっておらず妥当ではないが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。<br>なお、令和6年度フレーム以降は、当該フレーム年度の前々年度の国庫補助金交付実績を用いて標準区経費を設定していくことが適当である。                  | 小学校における医療的ケア児支援経費について、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年度に成立・施行し、医療的ケア児への支援が地方公共団体の責務とされたことを踏まえ、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、国庫補助金交付決定額を使用し、事業未実施区を含めた実施実績と学校数を基に経費を算出するなど、経費を精査し、改めて全比例で標準区経費を設定した。<br>前々年度の国庫補助金交付実績を用いて標準区経費を設定していくことについては、異論はない。 | 医療的ケア児支援経費について、新規に算定する。  |
| 36   | 【小・中学校費】学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費） | 区側提案は相談回数の設定において、実施区のみ平均回数としており、妥当ではないが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であり、事業の今後の見通しや地方交付税に準拠していない経費設定をしている理由も確認出来たことから、区側修正案に沿って整理する。また、併せて段階補正の新設も行う。  | 学校法律相談事業（スクールロイヤー委託）に係る経費について、昨今の虐待やいじめのほか、学校への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、弁護士への相談を必要とするため、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、小・中学校費の測定単位（学校数）に固定費が初めて設定されることから、段階補正を新設する。   | 学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費）について、新規に算定する。<br>小学校費・中学校費の測定単位（学校数）について、段階補正を新設する。 |
| 36-2 | 【中学校費】部活動大会参加費等助成経費             | 小・中学校費の測定単位（学校数）における段階補正の新設にあたり、改めて確認したところ、平成31年度財調協議において、区側から提案のあった部活動大会参加費等助成経費を都区で合意した際、中学校費の測定単位（生徒数）に初めて固定費が設定されたにも関わらず、段階補正を新設していないことが判明したため、併せて段階補正の新設を行う。なお、令和元年度から令和4年度までの普通交付金の算定に係る影響について検証したが、算定額への影響はないことを確認した。 | 中学校費の測定単位（生徒数）に段階補正を新設することは、本来、平成31年度財調協議において提案を行うべきものであったことから、区側としても異論はない。なお、令和元年度から令和4年度まで、中学校費の測定単位（生徒数）の固定費割合は0.000であったことから、結果として、普通交付金の算定への影響がないことを確認し、都案に沿って今回の協議において新設を行う。  | 中学校費の測定単位（生徒数）について、段階補正を新設する。  |
| 37   | 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費                | 【区側提案事項】「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。  | 【区側提案事項】「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。  | 協議が整わなかった項目として整理する。  |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                               | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果                |
|----|----------------------------------|---|--|---------------------|
| 38 | 【小・中学校費】<br>学校職員費（区費<br>非常勤栄養職員） | 都としても学校給食における安全・衛生管理の重要性については異論はないが、栄養職員に係る経費については、特別区の実態ではなく、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）」で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考え。なお、東京都公立小・中学校教職員定数配当方針は義務標準法を踏まえて定めたものとなっている。 | 学校職員費について、完全給食単独実施校における都費栄養士の配置が2校に1人であり、未配置校に特別区では区費で栄養職員を配置していることを踏まえ、区費非常勤栄養職員に係る経費を新規に算定する。<br>栄養職員を含む栄養教諭等の配置について、義務標準法では、児童または生徒数550人以上の学校に1人配置、550人未満の学校は4校に1人配置となっている。<br>一方、今回の提案は、アレルギー反応を持つ児童・生徒数が様々な要因から増加傾向で、原因物質も多種多様になっており、除去食等のきめ細かな対応が必要であることから、学校給食における安全・衛生管理を徹底するために提案を行うものであり、全校への配置が必要と考えている。<br>しかし、東京都公立小・中学校教職員定数配当方針では、栄養教諭等を2校に1人配置する方針となっていることから、完全給食単独実施校では、都費のみでは全校への配置が出来ず、区費での配置が必要となり、実態としても区費での配置区数が22区となっている。<br>以上のとおり、アレルギー対策などの真に配置が必要な理由と普遍的な配置実態から区費の栄養職員を算定すべきと考える。 | 協議が整わなかった項目として整理する。 |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                      | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                           |
|----|-------------------------|---|---|--------------------------------|
| 39 | 放課後子ども教室<br>推進事業費       | <p>区側提案は都補助金メニューに即して、現行算定の充実をするものと、普遍性がないことから廃止をするものがあることを確認した。</p> <p>令和4年度財調協議の提案と比較して、提案内容が精査されているという点については理解するが、充実を提案している項目については、単に実態と乖離しているという状況の提示に留まっており、都の補助金算定基準以上の水準で算定すべき理由が示されていないと考える。また、都補助の状況に関しても変化がないとのことである。</p> <p>本事業については、都の補助金算定基準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えていることから、区側提案のうち、充実部分は妥当ではないと考える。</p> <p>一方で、普遍性がないことを確認している項目については、財調で捕捉すべき事業ではなく、区側提案どおり廃止することが妥当であると考えている。</p> | <p>放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに、算定を充実する。本年度の提案については、都補助金メニューに該当する事業別に経費を集計し、普遍性のある事業のみを抽出している。その結果、運営費と地域コーディネーター経費が普遍性のある事業として、経費設定を現行算定から改めた。</p> <p>都補助の状況について変化はないが、財調は、そもそも都と特別区の間のみ適用される制度であり、都の補助金算定基準ではなく、特別区域の実態を反映すべきであることから、特別区の実態に適合した算定とすべきであり、本事業は、23区全区での実施が確認できていることから、普遍的に実施されている本事業を、特別区の実態を踏まえた需要として算定すべきである。</p> <p>また、本事業は全体として、区の実態と比較すると現行算定が大幅に不足している状況である。</p> <p>区側提案は不足している項目の充実とともに、普遍性がなくなった項目の廃止を行うものであり、併せて実施をするという内容である。全体として充実をせずに、一部の項目を廃止し、現行算定の縮減となる見直しを実施するものではない。</p> | 協議が整わなかった項目として整理する。            |
| 40 | 【小・中学校費】<br>学校運営費（用務委託） | <p>学校運営費（用務委託）は、平成19年度財調協議において、人件費の見直しの一環として、直営から委託化することで新規に算定された事業であり、職員数と代替関係にあることから、人件費を合わせて見直さない理由を確認した。また、小学校費と中学校費の現行算定の充足率に大きな乖離がある理由も確認した。その上で、区側提案は各区の1校あたり単価にバラつきがあることから、単価の設定方法を精査する必要があるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>   | <p>学校運営費について、学校用務委託に係る経費を特別区の実態を踏まえ、1校あたり単価を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、経費の精査を行うとともに、小学校と中学校の業務内容に大きな差が無く、実施単価も同等であることから、小学校と中学校の1校あたり単価を統一し、現行の委託校数を小学校と中学校それぞれに乘じ、改めて標準区経費を設定した。</p>   | 学校運営費（用務委託）について、算定内容（委託料）を見直す。 |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

|    | 項目                  | 都の考え方   | 区の考え方  | 協議結果                                |
|----|---------------------|---|--|-------------------------------------|
| 41 | 教職員健康管理費<br>（産業医報酬） | 区側提案は、人数設定について実施区平均としており、労働安全衛生法に規定されている基準を踏まえて設定すべきである。また、単価設定についても、実施区平均での設定や単価のバラつきがあることから妥当ではないと考えるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。                                  | 教職員健康管理費について、産業医報酬に係る経費を特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。<br>都側の意見を踏まえ、人数設定については、労働安全衛生法に規定されている基準で設定し、産業医一人当たりでの平均単価の算出など、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。   | 教職員健康管理費（産業医報酬）について、算定内容（報酬）を見直す。   |
| 42 | 私立幼稚園施設型<br>給付費     | 区側修正案は副食費徴収免除加算の経費設定について、一部精査が不足しているという都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。なお、本事業は令和4年度財調協議においても全体の見直しを行っている。今後も実施状況を把握し、必要に応じた見直しを行うこと自体に異論はないものの、少なくとも、今後は毎年度全体を見直す必要はないと考える。 | 処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の見直しに伴い、私立幼稚園施設型給付費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。<br>都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。<br>また、公定価格に新たに設けられた、もしくは内容に変化のあった等の項目以外については、大幅な状況の変化があった場合や全体の見直しから年数が一定程度経過した場合等に経費全体の見直しを行う。 | 私立幼稚園施設型給付費について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。 |

### 3 その他関連する項目

| No. | 項目                  | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果  |
|-----|---------------------|---|---|---|
| 1   | 【投資】投資的経費の見直し（建築工事） | <p>標準事業規模について、区側の主張する充足率100.4%となるのは、全費目の合計値と比較した場合であり、費目ごと、施設ごとに見た場合には充足率にバラつきがある。標準事業規模は標準区における施設規模として、各費目の施設の機能別に設定されているため、施設ごとに妥当性を判断すべきと考える。</p> <p>投資的経費については、平成25年度財調協議において全体的な見直しを行っており、改築単価は、積算内訳に必要な工種を追加した上で、直近の東京都標準建物予算単価における各種単価を用いて再設定している。今回の区側提案は、改築単価について、平成25年度の見直し方法ではなく、区の決算単価を用いた提案となっているが、改築単価の設定方法を見直すのであれば、まずは平成25年度の見直しにおいて都区で合意した改築単価の設定方法とは異なり、区の決算単価を用いることが妥当であることを検証する必要がある。この検証がなされていない以上、今回の見直し提案には合意できない。</p> <p>区側修正提案は、過去の協議における都側の意見を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含め需要費の全体を検証した上で取りまとめたとする当初の提案を取り下げ、投資的経費における単価のみの見直しを行う提案であると理解する。現下のウクライナ情勢や円安等の影響による物価高騰の状況の中、令和4年度までとした建築工事単価の臨時算定も終了することから、建築工事単価に関する何らかの措置が必要であることは都としても認識している。そこで、各施設の建築工事単価について、近年まれにみるほどの物価上昇率であることや、令和4年度までの臨時算定において平成26年度から平成29年度までの単価変動率を反映していたことを踏まえ、令和5年度における各施設の建築工事単価については、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した額としたいと考える。</p> <p>(つづきあり)</p> | <p>学校の校舎の年度事業量及び改修の回数を見直し、長寿命化改修工事経費を新規算定する。改築単価については、各区の決算を基礎とした単価に見直す。学校の校舎の長寿命化改修単価及び大規模改修単価は、文科省のモデル等を踏まえ、改築単価に0.6及び0.25を乗じた額とする。その他の施設の大規模改修単価は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和4年度までの各区予算単価上昇率を乗じた額とする。併せて、改築及び改修単価については、今後、継続して特別区の実態を反映するため、各区予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改める。なお、事業規模については、令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%と、充足していることから、標準事業規模については、据え置くこととする。</p> <p>平成25年度と異なる手法で単価を設定することについて、都区の認識を一致させることは困難であると考え。一方で、施設の老朽化対策が特別区の喫緊の課題であることを踏まえれば、少なくとも、平成25年度財調協議の翌年度以後に発生した乖離を、一定程度解消する必要があると考える。そこで、各施設の建築工事単価について、現行の単価を、令和4年度までの各区予算単価上昇率を乗じた額に改めることを提案する。なお、区側で検証を行った施設規模ごとの見直しの要否や、年度事業量の見直しについては、決算単価による見直しと併せて検討すべき事項であることから、今後の単価の見直しと併せて検討すべき課題として、今年度時点では現行算定を据え置くこととする。</p> <p>(つづきあり)</p> | <p>投資的経費の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定する。</p> |

### 3 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目                                   | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果  |
|-----|--------------------------------------|---|---|---|
|     | <p>【投資】投資的経費の見直し（建築工事）<br/>（つづき）</p> | <p>なお、単価の見直しを行うのであれば、標準事業規模や年度事業量、補正等も含め需要費の全体を見るが大前提であり、単価のみで見直しを行うことは妥当ではないというのが都の考えであるため、今回の見直しについては、次に投資的経費全体の見直しを行うまでの臨時的な取扱いとする。</p> <p>今後の投資的経費全体の見直し提案を行うに当たっては、今年度の協議経過を踏まえ、費目ごと、施設ごとの標準事業規模の検証結果を示すとともに、現行の補正についての検証内容や新たな補正の必要性についても改めて検討を行った上で、改築単価について、区の決算単価を用いるとした場合、平成25年度協議で都区合意した改築単価の設定方法とは異なる手法とすることが妥当であることの検証結果を示す必要がある。</p> <p>また、各区の工事实績の調査結果について、その信頼性に疑念を生じさせるような事例も散見されたので、調査結果の確認や単価差の精査は、提案する区側において事前に行っていただきたい。</p> | <p>都案で使用した都財務局建築工事積算標準単価の変動率は、区側が求める各区予算単価上昇率にも見合ったものとなっていることを確認した。区側としては、恒常的に見直すべきという考え方には変わらないが、今年度の協議において都区の見解を一致させることは困難であることから、都案のとおり整理する。</p>   |   |
| 2   | <p>【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し</p>       | <p>物騰率について、現行の推計方法は長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な方法であるという都側の認識に変わりはないが、現下の物価高騰の状況や現行の物騰率と各区予算単価の変動率に一定の乖離がある点などを踏まえ、投資的経費の建築工事単価に係る物騰率について、都財務局建築工事積算標準単価の変動率を用いることとし、具体的には、令和6年度以降の建築工事単価については、当該年度の前々年度から前年度にかけての都財務局建築工事積算標準単価の変動率により改定したいと考える。</p> <p>なお、単価の見直しを行うのであれば、標準事業規模や年度事業量、補正等も含め需要費の全体を見るが大前提であり、単価のみで見直しを行うことは妥当ではないというのが都の考えであるため、今回の見直しについては、次に投資的経費全体の見直しを行うまでの臨時的な取扱いとする。</p>   | <p>投資的経費の改築及び改修単価について、今後、継続して特別区の実態を反映するため、各区予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する。</p> <p>都案で使用した都財務局建築工事積算標準単価の変動率は、区側が求める各区予算単価上昇率にも見合ったものとなっていることを確認したため、区側としては、恒常的に見直すべきという考え方には変わらないが、今年度の協議において都区の見解を一致させることは困難であることから、都案のとおり整理する。</p> | <p>投資的経費の建築工事単価に係る物騰率について、変動率の算出方法を見直し、臨時的に算定を改善する。</p> |

3 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目          | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果                       |
|-----|-------------|---|---|----------------------------|
| 3   | 基準財政需要額のあり方 | <p>まず、保育所等の利用者負担額については、「子ども・子育て支援法において、施設型給付費に係る利用者負担額は、『政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額』とされ、同法施行令において、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税に係る標準団体行政経費において、私立施設の施設型給付費、及び地方財政措置とされる公立施設の施設型給付費は、国基準の利用者負担額を前提に積算されていること、を踏まえ、都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、「国の基準によるべき」と考えている。この点について、区側から「本事業は、国の上限の範囲内で対応しているもので、国の基準を逸脱しているものではない」との発言があったが、財調における「あるべき需要」は、「普遍性」に加え、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。そのため、国の基準を逸脱していないという点をもって、ただちに「特別区の実態を、財調の水準として適用すること」は妥当ではないと考えている。また、区側からは「地方交付税以上に、財調の基準財政需要額の捕捉範囲が広いことになる」との発言もあったが、既に財調の基準財政需要額では、地方交付税で算定していない事業についても算定している。さらに、市町村における国基準との差額の負担については、地方交付税制度上設けられている25%の留保財源により対応しているものと考えられ、この留保財源が設けられている理由の一つである地方団体の行政運営の自主性を尊重するという観点からも、都区財政調整制度においても同様に25%の自主財源が設定されていることから、自主財源で対応すべき経費であると考えている。（つづきあり）</p> | <p>保育所等の利用者負担の算定については、政令の定める上限額よりも低額に設定する。子ども医療費助成事業費については、所得制限等を設定せずに算定する。幼稚園に通う保護者を対象とした利用料金等の負担軽減については、都事業の上乗せ補助について新規に算定する。いずれも特別区の実態を踏まえた提案である。</p> <p>上記三つの事業を通して、基準財政需要額のあり方についても、区の意見を述べる。</p> <p>冒頭、三事業共通の主張として、特別区制度が大都市である都と特別区の間のみ適用される制度であることを踏まえて、財調における基準財政需要は、特別区の実態を踏まえて設定すべきであることを申し上げる。</p> <p>さらに、財調は、全国の市町村を対象とした地方交付税とは異なり、都と23区を対象としたものであることから、基準財政需要の範囲も自ずと異なるものとなり、当然ながら、財調においては都全域ではなく、特別区の実態を踏まえるべきである。</p> <p>個別の項目として、第一に、保育料等の利用者負担額については、政令の定める上限の範囲内で、各自治体の判断で決定するもので、特別区は、国の上限の範囲内で対応しており、国の基準を逸脱しているものではないことから、特別区の実態を、財調の水準として適用することに、なんら問題がないと考える。</p> <p>市町村民税法人分等について、地方交付税上、基準税率が適用されるが、財調においては、適用されないため、これらの税の、一定割合に係る分の全額について、基準財政需要を捕捉する必要がある。この点、地方交付税以上に、財調の基準財政需要額の捕捉範囲が広いことになる。このため、利用者負担額の設定について、地方交付税を超えて、全区共通で上限額よりも低額に実施している実態を反映すべきである。（つづきあり）</p> | <p>協議が整わなかった項目として整理する。</p> |



3 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目                           | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----|------------------------------|---|---|------|
|     | <p>基準財政需要額のあり方<br/>(つづき)</p> | <p>次に、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については、「都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、合理的かつ妥当な水準」と考えている。</p> <p>なお、都としては、「国や都の基準がある場合について、特別区の実態に関係がなく、議論の余地もなく、一律に」考えている訳ではないが、これは議論の結果、都基準等を超える算定水準とすることを否定するわけではないということであり、特別区の実態のみをもって、合理的かつ妥当な水準であるということの意味したものではない。</p> | <p>基準財政収入の一部に基準税率が設定されていることは、各団体における特別な行政、特殊な需要について、そのすべてを基準財政需要に、技術上、算入できないことが理由の一つである。しかし、特別区域においては、利用者負担額について上限額より低額に設定することは、特別でも特殊なものでも、一部ですらなく、全区共通であり、また、基準財政需要に算入することも技術的にも可能である。このため、本事業について、自主財源事業ではなく、財調の基準財政需要に反映する項目として扱うことは妥当である。</p> <p>第二に、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、区としては、本事業について、特別区が判断し、特別区がその責任をもって定めたものであり、かつ、特別区全体で普遍性のある事業であることから、財調で算定すべき項目である。</p> <p>そもそも、特別区域を対象とした財調制度では、都全域を対象とした都基準ではなく、特別区域におけるサービス水準を、基準財政需要に反映すべきである。</p> <p>最後に、都側からは、国や都の基準がある場合について、特別区の実態に関係がなく、議論の余地もなく、一律に考えている訳ではなく、「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事務に即して判断していくべきものであるとの発言があった。また、議論の結果、都基準を超える算定水準とすることを否定するわけではないとのことであった。</p> <p>特別区としては、特別区の実態を踏まえるべきという立場に変わりはないが、今後、他の事業において、国や都基準が妥当であると主張される場合には、単に国や都の基準であるというだけでなく、その基準が妥当であるという根拠を示した上で、協議を行っていただけるよう、お願いする。</p> |      |

### 3 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目            | 都の考え方  | 区の考え方   | 協議結果                |
|-----|---------------|--|---|---------------------|
| 4   | 【経常・投資】物価高騰対策 | <p>電気料、燃料費、ガス料の物騰率については、令和5年度フレームにおいて、電気料に20.3%、ガス料に18.3%、燃料費に14.0%を加算する見込みである。</p> <p>また、建築工事単価については、区側提案事項の「【投資】投資的経費の見直し（建築工事）」において建築工事単価に係る物騰率の算出方法を臨時的に見直すことに伴い、見直し後の物騰率により適切に反映されるものと考えられることから、特別補正分として6%を臨時的に加算する必要はないと考える。</p> | <p>ウクライナ情勢等を背景とする原材料価格上昇や急速な円安の進展等により、国内の物価関連指数は上昇が続いている。</p> <p>特別区の行財政運営にも影響を与えていることから、都区財政調整においても、一定の対策を講じる必要があることから、以下の事項について提案する。</p> <p>まず、電気料、燃料費、ガス料について、通常物騰率の適用に加えて、物価の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。具体的には、令和4年10月までの区部消費者物価指数の高騰を踏まえ、電気料に19.8%、ガス料に20.2%、燃料費に10.1%を臨時的に加算する。</p> <p>次に、建築工事単価について、資材の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。具体的には、資材高騰に伴う特別補正分として6%を臨時的に加算する。</p> <p>電気料、ガス料、燃料費については、通常物騰率による対応の中で、一定程度の加算が行われることが理解できたため、提案を取り下げる。</p> <p>建築工事単価については、すでに建築資材が高騰している現状を踏まえ、令和5年度に加算をすべきと考える。しかし、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であること、また、今後、見直された物騰率により特別補正分も一定程度反映されていく見込みであることも踏まえ、協議の整わなかった項目として整理する。</p> | 協議が整わなかった項目として整理する。 |

### 3 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目    | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----|-------|---|---|------|
| 5   | 特別交付金 | <p>特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々々の状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。</p> <p>これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる特別の財政需要に該当すると考えられる事業が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えるところに変わりはない。</p> <p>（つづきあり）</p> | <p>「特別交付金の割合の引き下げ」について、これまでと同様の見解が示されているが、ウクライナ情勢の長期化や円安の進行等に伴う物価の高騰等を背景に、今後の景気情勢は不透明感を増していることを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図っていくべきである。また、特別交付金を含め、調整税等の一定割合は、特別区固有の財源であり、財調交付金の性格を踏まえ、今後は区の意向に沿った協議をお願いしたい。</p> <p>「算定の透明性・公平性の向上」について、昨年度に引き続き、区側が認識していない運用ルールの明確化を行い、特別交付金の算定の透明性・公平性を高めたいと考える。</p> <p>そこで、生活困窮者自立支援事業のうち普通交付金の対象になっていないメニューにおいて、普遍性を理由に普通交付金で算定されないものにも関わらず、特別交付金で標準算定として除外されている理由について確認をしたが、都側からの回答は区が認識していなかった運用ルールと受け止めている。</p> <p>この運用では、特別区の需要として普遍性がないという理由で、標準区経費の積み上げの対象外となっているメニューについて、自主財源事業でないにも関わらず、財調上捕捉されないことになると考えている。本件については、普通交付金の需要の捕捉範囲の考え方の課題でもあると認識しており、引き続き協議を重ねていくことをお願いする。</p> |      |

### 3 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目             | 都の考え方  | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|--|-------|------|
|     | 特別交付金<br>(つづき) | <p>次に、算定の透明性・公平性の向上について、特別交付金の算定にあたっては、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」と、地方自治法施行令に規定され、毎年度、申請されたすべての案件について、この規定及び算定ルールに基づき判断しているため、現行の算定ルールは透明性・公平性の観点から、その内容について、大きな問題はないと考える。</p> <p>また、区側から、「生活困窮者自立支援事業のうち普通交付金の対象になっていないメニューにおいて、普遍性を理由に普通交付金で算定されないものにも関わらず、特別交付金で標準算定として除外されている理由」の確認があったが、当該事業における標準区経費の考え方として、全ての国庫負担・補助メニューを標準算定の対象としつつ、そのうち、半数以上の区で実施が確認できたものを標準区経費として積み上げる形をとっている。このため、「都区財政調整」、いわゆる「算定本」に掲載されていないメニューについても、標準算定の対象として、普通交付金で捕捉されていることから、特別交付金の算定対象外と取り扱っているところである。この取扱いについて、区側は「区が認識していなかった運用ルールと受け止めている」とのことだが、上述の理由から、それには当たらないものと考ええる。</p> |       |      |

3 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目      | 都の考え方 | 区の考え方   | 協議結果 |
|-----|---------|-------|---|------|
| 6   | 都市計画交付金 |       | <p>都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しを行うべきと考える。</p> <p>近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和3年度にかけて約239億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても増加傾向となっている。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。</p> <p>今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれる。</p> <p>これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること等、抜本的な見直しを早急に求める。</p> <p>また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めているが、応じていただけていない。都市計画税の適正な配分を検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求める。</p> <p>本件については、これまで何度となく、解決に向けた協議を求めてきたが、昨今の財調協議においては、都側は「各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたい。」などの発言をするにとどまり、実質的な議論ができていない。</p> <p>そこで、特別区への都市計画税の配分のあり方について、今回、改めて総務省の見解を確認したところ、都市計画事業の実施状況等に応じて都と区において適切に協議すべきという回答があった。</p> <p>このことを受け、これまで実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについて、この場で協議できるよう、改めて強く求める。</p> <p>なお、本件は、個別の区ごとに協議するものではなく、都と特別区の間で、特別区の総意としての提案を受け、協議すべき性格のものであることを申し添えておく。</p> |      |

4 財源を踏まえた対応

| No. | 項目        | 都の考え方   | 区の考え方   | 協議結果   |
|-----|-----------|---|---|--|
| 1   | 財源を踏まえた対応 | <p>現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎え、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案である。</p> <p>「令和4年度再調整」の協議でも申し上げたが、気候変動により頻発化・激甚化する風水害や、今後30年以内に70%の確率で、マグニチュード7クラスの首都直下地震が起ると予測されていることを踏まえると、公共施設の多くは、災害時における避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられる。また、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築需要費が存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論はない。</p> <p>なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっている。このため、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で前倒し算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとする。</p> <p>また、この公共施設改築工事費の前倒し算定に加え、各区の財政健全化を図る観点から、都側から追加提案を行う。</p> <p>都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定しているが、令和3年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和7年度の算定額を、令和4年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和6年度から令和8年度までの算定見込額を令和5年度算定額に追加し、前倒しで算定する。</p> | <p>改めて令和5年度財源見通しが示されたが、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことだった。今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができず、継続検討課題とした項目も含め、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えている。</p> <p>一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっている。</p> <p>そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。</p> <p>都側から、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定について、提案があったが、財源を踏まえた対応での算定は、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>令和5年度の普通交付金の財源状況等を踏まえると、都案は、区間配分への影響について、一定程度考慮したものとなっている。</p> <p>以上の点を踏まえ、令和5年度の財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定並びに都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定を行うこととして、整理したい。</p> | <p>公共施設改築工事費の臨時的算定、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定の2項目について整理する。</p> |

令和4年度都区財政調整（再調整）

| No. | 項目     | 都の考え方  | 区の考え方  | 協議結果  |
|-----|--------|--|--|---|
| 1   | 4年度の対応 | <p>項目の一つ目は、自治体情報セキュリティクラウドの運用方法の変更に伴い、令和5年1月分から3月分までの経費を算定する。</p> <p>二つ目は、ウクライナ情勢や円安に伴う燃料費・物価高騰の影響を踏まえ、区有施設の光熱水費等の物価高騰対策経費を算定する。</p> <p>三つ目は、豊島区児童相談所が令和4年6月に国の政令指定を受け、令和5年2月開設予定であることから、2か月分の児童相談所関連経費を算定する。</p> <p>四つ目は、予防接種（子宮頸がん）の積極的勧奨の差控え期間中に定期接種の対象となっていた区民の接種分（キャッチアップ接種）について、令和6年度までの経費を前倒しで算定する。</p> <p>五つ目は、中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）について、令和4年度貸付分の当年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費を算定するとともに、令和5年度以降全ての利子補給分を前倒しで算定する。</p> <p>六つ目以降は、財政健全化対策であるが、都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定しているが、令和2年度及び令和3年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和6年度の算定額を前倒しで算定する。</p> <p>七つ目は、義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、令和4年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定する。</p> <p>最後は、気候変動により頻発化・激甚化する風水害や、今後30年以内に70%の確率で、マグニチュード7クラスの首都直下地震が起こると予測されていることを鑑み、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費として、小学校等の改築に要する経費を前倒しで算定する。</p> | <p>都側から、再調整項目として、都市計画交付金の地方債収入相当額の前倒し算定等の提案があった。</p> <p>項目として理解するが、区側としては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきと考える。</p> <p>具体的には、区有施設の光熱水費高騰をはじめとした物価の高騰対策に係る経費や、中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）に係る経費、HPVワクチンのキャッチアップ接種等に係る経費、小学校費に係る医療的ケア児支援経費、保育士等の処遇改善に係る経費、また、ウクライナ避難民支援に係る経費、公共施設の改築工事費の算定が挙げられる。そのほか、年度途中開設のために当初算定の対象となっていない区の児童相談所関連経費や、情報セキュリティクラウド運用経費が挙げられる。</p> <p>今回示された都側提案を見ると、区側から提案した項目については、情報セキュリティクラウド運用経費や物価高騰対策など、一部しか盛り込まれていない。</p> <p>また、都側から提案があった、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定についてだが、再調整での算定については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>令和4年度の普通交付金の財源状況を踏まえて確認したところ、都案は、区間配分への影響を一定程度考慮したものとなっている。</p> <p>以上の点を踏まえ、令和4年度再調整については都側提案に沿って整理したい。</p> | <p>情報セキュリティクラウド運用経費、物価高騰対策、児童相談所関連経費、予防接種経費（子宮頸がん）、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定、義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費の8項目について整理する。</p> |